

弁理士 同友会だより



V o l . 1 9 - 1 2 0 1 3 . 1 2

(電子版第5号)

弁理士同友会発足の基本理念

本会はクラブ 30 周年を機に、名称を弁理士同友会と改め、「弁理士道の精神に沿って研鑽し、活躍する同志が結集し、友情と団結とを信条として飛躍的な発展を図る」との理念の下、内にあってはクラブ本来の目的である友愛と相互扶助の精神に基づき、広く同友の士の賛同を得て名と共に体の刷新を図らんとするものであり、また、外にあっては、弁理士としての使命職責を良く見極め、派利、派略を超え斯界の改革並びに知的財産権制度の健全なる構築に寄与せんとするものである。

弁理士同友会の行動目標

一、「弁理士像の理想を求めること」

会員が弁理士としての崇高な理想像を追求する為に、深い教養と高い品位の保持と向上に務め得る研鑽の場たる環境作りを目指すこと。

一、「職域環境の充実を図ること」

会員が弁理士としての使命職域を遂行する為に、相互の努力により多面的な情報を収集し、得られた建設的で有意義な意見を内外に表明し得る母体たる環境作りを目指すこと。

一、「友愛・相互扶助を図ること」

会員が弁理士としての個々の立場をより安定して維持し得る為に、友愛と互譲の精神に基づき、個人的、社会的環境の変化に対応でき得るよう相互の関係強化を図り扶助できる場たる環境作りを目指すこと。

一、「社会的責任・国際貢献を果たすこと」

会員が弁理士として内外の職務を遂行するにあたり、指導的立場としての社会的責任を自覚し公正の維持に務め、また、国際的にも貢献し得る専門家集団にふさわしい母体たる環境作りを目指すこと。

弁理士同友会だより 平成25年度号(電子版第5号)目次

※各目次はハイパーリンクになっています

同友会だよりの発行にあたって

平成25年度広報担当副幹事長	大和田 昭彦	6
----------------	--------	---

弁理士同友会幹事長挨拶

平成25年度弁理士同友会幹事長	粕川 敏夫	7
-----------------	-------	---

日本弁理士会会長挨拶

「新年のご挨拶と会務活動のご報告」

平成25年度日本弁理士会会長	古谷 史旺	9
----------------	-------	---

日本弁理士政治連盟報告

平成25年度日本弁理士政治連盟副会長	飯田 昭夫	12
--------------------	-------	----

日本弁理士会「知財戦略会議(WG)」報告報告

平成25年度日本弁理士会知財戦略会議座長	小川 眞一	15
----------------------	-------	----

日本弁理士会執行役員会報告

平成25年度日本弁理士会副会長	石川 憲	18
-----------------	------	----

平成25年度弁理士連合クラブ報告

平成25年度弁理士連合クラブ幹事長	丸山 英一	20
-------------------	-------	----

平成26年度日本弁理士会役員定時選挙報告

「当選のお礼と抱負」

平成26年度日本弁理士会副会長	吉村 俊一	22
-----------------	-------	----

平成25年度日本弁理士会 委員長・センター長報告

財務委員会委員長	高尾 裕之	24
----------	-------	----

コンプライアンス委員会委員長	丸山 英一	26
----------------	-------	----

平成25年度弁理士同友会三役奮闘記(総務・会計)

総務担当副幹事長	青山 仁	28
----------	------	----

会計担当副幹事長	本田 淳	29
----------	------	----

平成25年度弁理士同友会委員会報告（福利厚生委員会）

「納涼会・旅行会・当選祝賀会及び忘年会報告」

福利厚生委員会委員長	仲村 圭代	・・・・・・・・	31
------------	-------	----------	----

平成25年度弁理士同友会地域活動報告

北海道委員会委員長	石埜 正穂	・・・・・・・・	35
北陸委員会副委員長	木森 有平	・・・・・・・・	37
東海委員会委員長	助廣 朱美	・・・・・・・・	38

平成25年度弁理士同友会委員会報告

人事委員会報告

人事委員会委員長	中村 盛夫	・・・・・・・・	42
----------	-------	----------	----

役員協議委員会報告

役員協議担当副幹事長	安彦 元	・・・・・・・・	44
------------	------	----------	----

政策委員会報告

政策委員会委員長	山崎 高明	・・・・・・・・	45
----------	-------	----------	----

研修委員会報告

研修委員会委員長	笹野 拓馬	・・・・・・・・	50
----------	-------	----------	----

法規委員会報告

法規委員会委員長	中村 信彦	・・・・・・・・	54
----------	-------	----------	----

組織委員会報告

組織委員会委員長	松本 直子	・・・・・・・・	56
----------	-------	----------	----

会員の広場 新規入会者より

会員	円城寺 薫	・・・・・・・・	67
会員	石原 幸典	・・・・・・・・	68
会員	内田 高正	・・・・・・・・	69
会員	落合 憲治	・・・・・・・・	70
会員	保屋野 光繁	・・・・・・・・	71
会員	細谷 道代	・・・・・・・・	72
会員	中村 英子	・・・・・・・・	73
会員	逢坂 敦	・・・・・・・・	74
会員	藤原 純	・・・・・・・・	75
会員	澤田 優子	・・・・・・・・	76
会員	小出 泰誠	・・・・・・・・	77
会員	山下 滋之	・・・・・・・・	78

会務報告

平成25年度総務担当副幹事長	青山 仁	79
----------------	------	----

特集「同友会×スポーツ」

野球同好会「パイレーツ」	小島 猛	84
トライアスロン	茜ヶ久保 公二	89
テニス同好会	神崎 正浩	92
ゴルフ同好会「桜友会」	松下 満	93
女子ゴルフ部「C h e e r s ☆ゴルフ部」	田辺 恵	97
ジョギング同好会「エンペラズ」	大橋 剛之	99

資料

平成25年度弁理士同友会役員等名簿	102
平成25年度日本弁理士会役員等名簿	107
弁理士同友会会則	112

編集後記

広報委員長	笹川 拓	115
-------	------	-----

表紙「題字」	田中 武文
「シンボルマーク」	早川 正広

同友会だよりの発行にあたって

平成25年度広報担当副幹事長

大和田 昭彦



電子版となってから5回目、平成25年度の「同友会だより」を発行します。

年末のご多忙の折、寄稿して戴きました会員の先生方に、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

2020年夏季オリンピックの開催都市に我が国の東京都が決定されたこともあり、今回の同友会だよりでは、初めて「スポーツ」をサブテーマとして選びました。

「スポーツ」は一見すると、我々の業務の対象である知的財産とはかけ離れた存在であるようにも思われますが、改めていうまでもなく、スポーツ用品の技術、デザインやブランド、スタジアムのネーミング等に様々な知的財産が関与していることは、皆様ご存知の通りです。

折しも、2014年ソチ冬季オリンピックにおいて、日本選手団が国外で開催された冬季大会としては最多のメダル数（金メダル×1、銀メダル×4、銅メダル×3）を獲得した興奮が現在も冷めやらず、タイムリーなテーマとして記事に彩りを添えることができたものと自負しております。

会員の皆様の中には、県代表として国体に出場するハイアマチュアレベルの先生もいれば、マイペースで健康作りに励む先生もいると思いますが、各々のレベルでスポーツを楽しむという点では同じであると思いますし、年齢とともにスポーツの嗜好が変わっていく方が多いと思います。

同友会だよりは、弁理士同友会における会務を報告する場に留まらず、会員の皆様の活動記録（アクティビティログ）という性格をも併せ持ちますので、必ずや将来、会員の皆さまが過去を振り返る際にお役に立つものと信じて疑いません。

数年後にこの同友会だよりを読み返して、当時はこんなことをやっていたなと、現在、即ち未来から見た過去である現在を振り返る際の一助となれば幸いです。

最後に、本年度の「同友会だより」の発行に際し、ご尽力下さった、広報委員会委員長 笹川 拓先生、広報委員会委員 古川 友美先生に感謝の意を表します。

以 上

弁理士同友会幹事長挨拶

平成25年度弁理士同友会幹事長

粕川 敏夫



平成25年度弁理士同友会幹事長を務めさせていただきました粕川敏夫です。

弁理士同友会会員の皆様には、1年間同友会の活動にご協力いただき、心よりお礼申し上げます。

本年は、当会選出の古谷史旺日本弁理士会会長をはじめ、石川憲副会長、小川眞一執行理事などの多くの方が活躍された年となりました。

弁理士同友会としても、古谷会長の政策の実現と、弁理士会の会務が円滑に進められるよう協力をして参りました。弁理士会各委員等への人材の選出を積極的に行うと共に、弁理士連合クラブ、弁理士政治連盟とともに政策の提言などを進めてまいりました。この過程では、多くの会員の皆様に多大なご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。あわせて、何分にも不慣れなことが多く、十分な活動ができなかったことには、今後の活動につなげていければと思っております。

また同友会内では、組織基盤強化として研修及びイベント活動に力を入れてまいりました。研修及び組織委員会では、当初計画していた15回以上の研修会を企画、実行しており、会員の方をはじめ、会員以外の方にも非常に好評をいただきました。今年の研修会では、大学教授や高名な先生方だけでなく、明細書の書き方や特許調査など、より実務的な研修会を多く開催するよう努めてきました。このような実務的な研修は新人の弁理士をはじめ、若手の方々には非常に好評な研修が行えたと感じております。また地方でも毎年開催しております北海道委員会に加えて、久しぶりに北陸委員会を行いました。10月に会員の飯田昭夫先生を講師に迎え、金沢市で研修会を開催いたしました。当日は当会の会員の先生方をはじめ、多くの先生方がわざわざ隣県から研修会、懇親会に駆けつけていただき、大変嬉しく、また楽しいひと時を過ごさせていただきました。

このような研修やイベントなどを通じて、今年は多くの新規入会者を迎えることができるとともに、同友会に所属されているベテランの先生方とも交流を持つことができ、大変有意義であったと感じております。

また今年は旅行会も、式年遷宮に合わせて伊勢神宮まで出かけましたが、ベテランから若手まで多くの会員の方にご参加いただき大変ありがたく、また懇親を深める機会を持つことができたと思っております。

同友会では、口述練習会をはじめ、若手向けのイベントや、野球やジョギングなどの幅広いサークル活動が活発に行われております。今年は野球の「パイレーツ」もパテント杯において3位に入賞を果た

し、非常に活動が活発な年となりました。

本年度は研修会や組織委員会中心のイベントも多く、これにご協力いただいた委員会の先生方をはじめ、ご参加いただいた先生方にも心よりお礼申し上げます。

来る平成26年度は、弁理士同友会設立50周年の節目を迎えます。この50周年を迎えるにあたり、今年から50周年記念事業準備委員会を立ち上げ、準備を進めてまいりました。準備はまだまだ整っていませんが、次年度早々からより積極的に進め、素晴らしい50周年記念事業を実行できればと思っています。

最後に、今年1年間を通じて、皆さまには多大なご協力をいただき感謝申し上げます。

以 上

平成25年度日本弁理士会会長挨拶

新年のご挨拶と会務活動のご報告

平成25年・26年度日本弁理士会会長

古谷 史旺



新年おめでとうございます。今年も宜しくお願い申し上げます。

弁理士同友会のご推薦で昨年10月の会長選挙に当選させて頂き、今年の4月から会務活動を始めましたが、ここに事業計画の進捗状況をご報告させて頂きます。

〔弁理士の社会的使命と法改正について〕

昨年の6月以降、政府は「知的財産政策に関する基本方針」、「知的財産推進計画2013」、「日本再興戦略」を相次いで決定し、グローバル・ネットワーク化の進展、企業の国際競争力の強化、付加価値の高いモノ・サービスの提供（知財の有効活用）、模倣品・海賊版対策、グローバルな視点に立つ知財戦略を備える中小企業の保護・育成を求めています。

日本弁理士会は、こうした知的財産をめぐる環境変化を踏まえ、企業の国際競争力強化のため、企業の事業活動を知的財産の側面から支援するべく、会を挙げて全力で努力していきます。

とりわけ、今日の我が国経済においては、中小企業の活用が急務であるところ、中小企業における知的財産に関する活動が低調であるという現実があります。このような中小企業の知的財産活動を支援することが、日本弁理士会の最重要の課題と認識しています。

そこで、日本弁理士会は、専権業務である特許出願書類等の作成については、より実践的な研修を拡充することは当然のこと、グローバルな対応や知的財産紛争対応のための実務に関する研修を拡充することで、弁理士の一層の実務能力の向上を図る所存です。

加えて、中小企業向けのセミナーや無料相談会の機会を拡充させ、個々の弁理士の中小企業支援マインドを醸成することで、中小企業に眠る発明を発掘し、その保護、活用に至るまで一貫したサービスを提供することにより、企業の産業競争力強化に貢献いたします。

昨年は、特許庁の産業構造審議会「弁理士制度小委員会」において、弁理士法の一部改正の審議が開始され精力的に検討を重ね、「弁理士の使命の明確化」、「試験制度の見直し」、「研修制度の見直し」、「弁理士業務の充実」等々のテーマに沿った議論が深められています。

今年は、それらの議論の結果を踏まえた、前向きな弁理士法の一部改正案が国会に上程されることを期待しております。

〔弁理士育成塾について〕

昨年の5月、日本弁理士会の会員数は一万人を突破しました。会員が増えることは誠に喜ばしいことではありますが、弁理士試験の合格者のうち約2割が実務未経験の方で占められています。私たちはこの現実を直視し、日本弁理士会として何らかの対策を講じていかなければなりません。

私は事業計画のミッションに“弁理士の存在価値を高める！”を掲げさせて頂きました。事業計画の大きな柱の一つに「弁理士育成塾」があります。

それは、ベテランの先輩弁理士が培ってきた明細書作成の技（匠の技）を、新人弁理士に伝承する“寺子屋”のような存在をイメージしています。

従来であれば、弁理士試験の合格者が100人～200人と少なかったこともあり、新人合格者は、特許事務所などにおいて、明細書作成の訓練を受ける機会が与えられており、ベテラン弁理士の技（匠の技）が職場を通じて伝承されて来ました。

ところが、近年、弁理士試験の合格者が大幅に増えたため、特許事務所に就職することもできず、明細書作成の機会が失われつつあります。

弁理士登録した新人弁理士が、明細書作成の機会を与えられなければ、明細書作成能力を身に付けることができず、いつまで経っても弁理士の存在価値を高めることはできません。

そこで、この「弁理士育成塾」は、ベテランの先輩弁理士に、優れた技（匠の技）やノウハウを開示していただき、塾生にその技を伝承し、厳しい演習指導、厳しい評価のもとに、短期間に「明細書が書ける」塾生の誕生を実現したいと考えております。

この「弁理士育成塾」は、当面は明細書の作成技術の伝承に限りますが、一定の成果を上げたら、対象範囲を意匠と商標にも広げる予定ですし、企業弁理士の存在価値を高めるプログラムの設計にも取り組みます。

「弁理士育成塾」が成功するか否かは、講師役のベテラン先輩弁理士の熱意と、石に噛り付いてもその期待に応え、一人前になりたいと思う塾生の強い意志にかかっています。

自身のためだけでなく、後に続く者のため、不退転の決意で臨んで頂きたいと思います。

〔役員制度の見直しについて〕

役員制度見直しの主な点を述べさせていただきます。

現行の役員制度は、日本弁理士会の全国支部化が具体的に動き出した平成18年度から実行に移されていますが、常議員会と執行役員会との関係、正副会長と執行理事の権限と執行役員会における議決権との関係など、複雑で制度上の矛盾も指摘され、この数年来、見直しが議論されています。しかし、未だに結論を出すに至っていません。

そこで、昨年、休眠していた「役員制度改革委員会」を再稼働させ、答申も頂き、監督官庁への打診も終わり、いよいよ今年は改革の実行を期すべき時を迎えました。

改革の一つは、執行役員会の議決権のことですが、「**議決は、出席した会長及び副会長の過半数をもって決する。**」と直します。

現状では、有権者の信任を得て就任した会長及び副会長と、会長の指名のみによって就任した執行理事が、等しく一個の議決権を有しているため、有権者の意向が執行役員会の決議に反映されているとは言いがたいという問題点が指摘されています。また、執行理事が毎週水曜日に一日中執行役員会に拘束されていることは、大変な負担です。

執行理事は、本来、副会長の補佐であり、全ての会務を執行する必要があるとは思えません。

上記のように改革すれば、有権者の意向を間接的に執行役員会の決議に反映させることが可能となりますし、意思決定の迅速化を図ることができます。

改革の二つは、執行役員会の定足数のことですが、「**会長及び副会長のうち過半数が出席すれば開会を可能とする。**」と直します。

現状では、有権者の信任を得て就任した会長と副会長と、会長の指名のみによって就任した執行理事が、執行役員会の定足数に関し、ほぼ同等に扱われています。

また、執行理事が、委嘱を受けた常務以外の審議にも加わらなければならないこととなっています。

上記のように改革すれば、執行理事は、委嘱を受けた常務に関する議案の審議のみに加われば足りることになり、過度の負担が軽減されます。

改革の三つは、会長及び副会長の任期制限のことですが、「**会長は、引き続き2回を超える再任を不可とし、副会長は、引き続き4回を超える再任を不可とする。**」と直します。

現状では、回数制限がないため、会長職を長期にわたり独占することも可能ですが、独裁化や会務運営の惰性化を招きますし、多くの第三者との関わりから生ずる不適切な利害関係が生まれる危険が予想されます。

上記のように改革すれば、問題点を抑止することができます。この状況は、副会長も同じです。

改革の四つは、**副会長の有償制です。年額360万円とします。**

現状では、円滑な会務運営のために支出する金銭的な自己負担が増加しつつありますし、毎週開催される執行役員会の拘束時間は長く、また、その職務と責任も重い状態にあります。会長の有償制とのアンバランス感は否めません。

上記のように改革すれば、問題点を多少なりとも解消することができます。

以上は主要な点ですが、これからも誠心誠意、頑張りますので、宜しくお願い申し上げます。

以 上

日本弁理士政治連盟報告

日本弁理士政治連盟副会長

飯田 昭夫



本年度は、大幅な政党間の勢力変動が知財制度や弁理士制度改革に与える影響を考慮し、弁理士や知財制度に理解のある国会議員を増強するために地道な活動を継続した。そのいくつかを弁政連フォーラムより引用して紹介するが、このような地道な活動は他の士業の政治連盟も行っているものであり、会員皆様にご理解とご協力をお願いしたい。

（１）弁理士の日記念祝賀会 ７月１日 １８：００～ ホテルオークラ東京

日本弁理士会主催の「弁理士の日記念祝賀会」に知的財産制度と弁理士制度の拡充にご尽力を頂いている国会議員に多数ご臨席賜った。国会議員の招聘と接待には弁政連が協力し、自由民主党から二階俊博衆議院議員（弁理士制度推進議員連盟会長）、公明党から斉藤鉄夫衆議院議員（知的財産制度議員懇話会会長）、民主党から増子輝彦参議院議員（弁理士制度改革・知的財産制度改革推進議員連盟幹事長）にご臨席賜りご祝辞を頂いた。

（２）国会議員と弁理士との懇親会 １１月６日 １８：００～ ホテルオークラ東京

日本弁理士会と共同開催である。この会は弁理士法改正に向けて改正法案に関わる国会議員を招待し、我々の法改正への要望を理解してもらい、法案が国会に提出された際には、円滑な国会審議の進行と早期の成立を図ることを目的に１２年ぶりに開催したものである。国会議員が５３名、代理出席が２９名、会員の参加が２３０名で大盛況であった。我々の弁理士法改正に対する熱い思いを国会議員に強くアピールすることができた。国会議員の皆様からは“弁理士制度は我が国の重要なインフラであること、弁理士は知財戦略の中核を担う重要な専門人材であることから日本弁理士会の要望に沿った弁理士法改正の実現に向けて最大限尽力する”との心強いご発言を頂いた。

（３）各政党に対する活動

①民主党「弁理士制度改革・知的財産制度改革推進議員連盟」合同役員会（６月４日）

弁理士制度改革・知的財産制度改革推進議員連盟の合同役員会が開催され、弁理士制度改革議員連盟と知的財産制度改革推進議員連盟の統合について審議を行い、満場一致で統合が承認された。統合された議員連盟の会長には大畠章宏衆議院議員、事務局長には藤末健三参議院議員が就任。役員会終了後、引き続き懇親会が催され、古谷日本弁理士会会長が「世界の知財競争に勝つための活力向上」と「日本

弁理士会が要望する『弁理士法改正法律案』の改正項目」について説明した。自由討論では、弁政連幹部が抜本的な弁理士法改正の実施、小中学生への知財教育の重要性、中小・ベンチャー企業支援の拡充、我が国の知財訴訟における賠償額の増加等について意見を述べた。最後に、大畠会長から世界をリードするような知的財産制度の改革が必要であること、増子議員から日本弁理士会の要望を踏まえた弁理士法改正を行なうよう示唆を頂いた。

②行政書士に行政不服申立手続代理権を付与することについて反対運動（6月10日）

日本行政書士会連合会は、行政書士にも行政不服申立手続について代理権を付与するよう行政書士法の改正を求めている。日本弁理士会と共に反対運動を展開し、自由民主党総務会と政務調査会の幹部国会議員42名に対し文書を持って反対の陳情を行ない、翌11日は公明党幹部国会議員13名に対し反対の陳情を行なった。

③羽藤特許庁長官を表敬訪問（8月1日）

6月28日に就任された羽藤秀雄特許庁長官を表敬訪問した。これからの特許行政と弁理士制度について意見交換を行った。

政府の成長戦略に基づいて中小企業支援対策の拡充、企業の海外展開支援活動の充実等を要望した。加えて、これらの支援活動に弁理士が積極的に関与するためにも、我々が求めている弁理士法改正が必要であることを訴えた。羽藤長官は、経済産業省入省後、フランス留学、フランス大使館書記官を歴任されて国際経験豊富であり、我々の要望にも直ぐに理解を示した。最後に、羽藤長官から「私も弁理士の皆さんも、目指す方向性は同じである」との言葉を頂いた。

④野田聖子「自民党総務会長」と懇談（9月9日）

自民党本部総務会長室を訪問し野田聖子総務会長と知的財産に関する具体的政策について懇談した。

「知的財産制度による我が国産業活性化のための具体的政策」と題する具体的提案を野田総務会長に提出した。野田総務会長からは、「知的財産専門家である弁理士の皆さんからの提言であるので、重く受けとめて検討したい」との示唆を頂いた。

⑤二階俊博「自民党弁理士制度推進議員連盟会長」と面会（9月26日）

杉本弁政連会長が、近年、産業の国際競争が激化し、知的財産の戦略的な創造・保護・活用の必要性が高まる中、弁理士の果たすべき役割が一層重要になっていることを説明し、このような状況下、弁理士が国民から期待される社会的役割を十分に果たすためには、弁理士制度の見直し・強化を図ることが急務であることを訴えた。

⑥佐藤ゆかり自民党内閣部会長との勉強会（10月30日）

弁理士会館会議室において佐藤ゆかり参議院議員（前経済産業大臣政務官）を囲んで、①知的財産制度および知財戦略について、②弁理士法改正について1時間にわたり勉強会を開催した。佐藤議員は前経済産業大臣政務官であり、具体的な対応方法について貴重なアドバイスを頂くことができた。

⑦自民党弁理士制度推進議員連盟の山本拓幹事長と秋元司事務局長と会談 10月28日

弁理士制度推進議員連盟幹事長の山本拓衆議院議員、同議員連盟事務局長の秋元司衆議院議員と会談した。弁理士法見直しの背景として、自由民主党「知的財産戦略調査会の10の提言」や、政府の「知的財産政策に関する基本方針」、「知的財産推進計画 2013」、「日本再興戦略」において、グローバル・ネットワーク化の進展、企業の国際競争力の強化が指摘され、付加価値の高いモノ・サービスの提供（知財の有効活用）、模造品・海賊版対策、グローバルな視点に立つ知財戦略を備える中小企業の保護・育成が求められていることを説明し、一方で、ユーザーのニーズは極めて多様化・高度化していることから、弁理士がその期待に応えていくためには、弁理士及び日本弁理士会による取り組み強化の基盤整備に加えて、弁理士制度の環境整備が必要であることを訴えた。

⑧公明党・知的財産制度に関する議員懇話会（11月29日）

公明党知的財産制度に関する議員懇話会にて、古谷日本弁理士会会長は要望項目の中で重要3項目に絞って説明を行い、続いて、杉本弁政連会長から使命条項については、他士業とは関わりが無いこと、相談業務については、我々は紛争に至るまでの相談をお願いしており、弁護士法72条に何ら踏み込むものではないこと、紛争になれば弁護士にお任せすることを補足、説明した。山口代表から「知的財産権は成長戦略の実質的な推進力になる。これを担う弁理士の方々の活動は極めて重要である。」とのご挨拶を賜り、公明党国会議員の皆様から、我々の要望に対する支援を約束頂いた。

この他、毎月開催される複数の政治家の早朝研究会や講演会に会長・副会長が分担して参加し、弁理士に対する意識を高めることを続けている。

以 上

日本弁理士会「知財戦略会議（WG）」報告

平成25年度日本弁理士会知財戦略会議座長

小川 眞一



1. はじめに

平成25年度は、同友会選出の古谷史旺日本弁理士会会長が1年目の年であり、春の通常総会で発表した事業計画の中に、以下のような記載があります。

「知財制度の改正動向及び方向性を継続的かつ中長期視点で検討する会内横断的な知財制度検討組織を設置し、実務系委員会とも連携して筋の通った政策提言を継続的にかつタイムリーに発信する仕組みを創設します。…会長室の官房機能を強化する等の手段により、会務を横断的かつ継続的に把握して執行役員会をサポートする組織を設置し、会務活動の一体化、合理化を進めるとともに、執行役員会の日常的な事務処理負担を軽減して、執行役員会の司令塔的機能の強化を図ります。」（事業計画抜粋）

知財戦略会議（WG）は、まさにこの事業計画を受けて設置した知財制度検討組織であります。

2. 知財戦略会議（WG）の組織と職務

知財戦略会議（WG）は、以下のような組織として立ち上げました。

（本会議の役割）

（1）会長室強化のために、会長の政策ブレインとなるべき「知財戦略会議（WG）」を組織する。

（2）諮問を受けて答申を出すという組織ではなく、会長からの相談・要望に応じ、しかるべき方向性を提言する組織とする。

（3）日本弁理士会として採るべき政策、採るべき行動を具体的に提言し、執行役員会の承認の下に実行に移してもらう。

（4）政党、経団連、一般ユーザーや国民等の外部に対し、日本弁理士会として発信すべき内容を検討し、その提言を行う。

（設置理由）

新年度がスタートすると、正副会長は日常の会務に追われ、また、会長室長はややもするとコンプライアンス問題の対応に追われ、政策をじっくり練るという時間や機会が乏しくな

ります。そこで、会長の政策ブレーンとなるべき組織を立ち上げ、会長室の政策機能強化を図ることにしました。

(組織)

上記趣旨のもと、戦略会議のメンバーは、三派の政策担当者と弁政連の政策担当者及び会長室としました。場合により、古谷会長、担当の石川憲副会長、弁理士法改正担当の小島高城郎副会長にも出席してもらいました。メンバーは以下のとおりです。

○小川眞一（会議座長・執行理事）、○山崎高明（会議事務局長・会長室長）、
○山本晃司（連合副幹政策担当）、○永岡重幸（連合政策委員長）、
○川上桂子（西弁政策担当副幹事長）、○河野登夫（西弁政策委員長）、
○渡邊敬介（日弁政策委員長）、○富崎元成（弁政連副会長）、
○水野勝文（弁政連副会長）、○大澤豊（弁政連副会長）、○粕川敏夫（同友幹事長）。

(職務権限)

- (1) 会長からの相談や要望に応じて、その対応策を提言すること。
- (2) 日本弁理士会として採るべき方策や具体的な行動について、会長に提言すること。
- (3) 政党、経団連、一般ユーザーや国民等、外部に対して発信すべき内容を会長に提言すること。

(開催日等)

定例：毎月第2水曜日午後4時～6時。

3. 戦略会議からの提言

本年度は、今までに国会議員向けに以下のような提言をまとめております。

(1) 自民党弁理士制度推進議員連盟二階俊博会長及び自民党知的財産政策調査会保岡興治会長に対する提言として、「世界の知財競争に勝つための活力向上」と題した以下のような提言をしております。Ⅰ．日本発の発明の活力向上（1．世界の研究開発拠点の誘致、2．日本発の発明の第1国出願の義務づけ）、Ⅱ．知財インフラの魅力向上（1．「審査優先」から「出願人優先」の制度への転換、2．権利の有効性推定、3．新しいタイプの知財を創成するための保護対象拡大、4．懲罰的賠償制度創設に向けた検討、5．行政と司法の連携、6．中小・ベンチャー企業の創業支援・育成、7．“企業”化する際の規制緩和（iPS細胞の支援等）、8．デジタル・ネットワーク環境への対応）、Ⅲ．知財人財の育成と活用（1．創造性教育の推進、2．弁理士試験合格者の人財活用）。

(2) 自民党野田聖子総務会長に対する提言として、「知的財産制度による我が国産業復興のための具体的政策」と題し、以下の提言をしました。1．中小・ベンチャー企業の創業及び支援のための新実用新案制度の導入、2．知財等の専門家による海外進出日本企業の支援、3．クリエイター、発明者の育成と知財教育の充実、4．新しいタイプの知財を創成するた

めの保護対象拡大、5. 「審査優先」から「出願人優先」の制度への転換、6. 学・官の研究成果の産業化。

(3) 今後特許庁や国会議員に提言すべきものとして、中小企業活性化策をとりまとめた仮称「知財テラス構想」や、先使用权及びノウハウの確保に向けた方策（知財特有の特許庁主導のタイムスタンプ構想）をまとめております。

次年度も振られたテーマについて迅速にとりまとめ、方針を示す必要があります。三派の政策担当者と弁政連の政策担当者を集めたこのような会議は、今までになく画期的なものと考えております。翌年も続けてもらいたいものです。委員には、今年度と同様、三派の政策担当者と弁政連の政策担当者に入ってもらい、会派や弁政連とは直結しておいた方がよいと思います。特許法改正とかその年度のテーマによっては委員会の委員長に入ってもらえることも考えられます。

4. おわりに

この知財戦略会議の提言は、どれだけ受け入れられ、政府・特許庁によりどれだけ実現されるか分かりません。会長をはじめとする執行部がどれだけ活用するかも分かりません。しかし、このように問題意識を持って提言していくことが大事だと思っています。今年はスタート年でしたので、WGの形で立ち上げましたが、会長直属の政策ブレーンとして、会務の方向性を提案したり、国会議員への提言をまとめたりすることが出来れば、会長室の政策立案機能の強化に繋がるものと思います。

紙面の都合で、各提言の具体的内容に触れることは出来ませんでした。ご容赦下さい。

以 上

日本弁理士会執行役員会報告

平成25年度日本弁理士会副会長

石川 憲



はじめに

弁理士同友会の会員の皆様には、日ごろから日本弁理士会の会務にご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本年度は、当会所属の古谷史旺会長の初年度の執行部ということで、官房長官を仰せつかり、古谷会長を支える立場として一年間活動いたしました。

官房長官は、古谷会長の活動を陰に日向にサポートするとともに、情報整理など、自分の担当するセクション以外の事柄にも対応することが求められる職務であります。このような仕事は全くもって経験がございませんでしたので、最初の半年間は手探りしながらの会務活動となりました。その過程で、時には、古谷会長とぶつかり合うこともございましたが、今では良い思い出になっております（古谷会長がどう思っているかは存じませんが）。

さて、本年度の日本弁理士会の執行部は、古谷会長の下、弁理士法改正への対応、弁理士育成塾の立ち上げ、役員制度の見直しと多岐に亘る事業に取り組みました。以下、本年度の執行部の取り組みについて報告をさせていただきます。

役員制度の見直し

古谷会長の事業計画には「役員制度を見直してシンプルな形に作り直す」と明記されており、本年度は、「役員制度改革委員会」を立ち上げ、役員制度の検討を行いました。

改正内容は、執行役員会と常議員会の分離、執行理事の権限の縮小、副会長職の有償化、会長及び副会長の任期制限及び立候補制限と多岐にわたり、広範な改正内容となりました。

改正案は、3月総会にて無事可決され、平成27年4月から施行される運びとなっております。

財務（副担当）

本年度は、北海道支部室移転にかかる移転費用、委員会委員への支払い交通費の増加にともない、補正予算を組むとともに、予備費の取り崩しが生じましたが、日本弁理士会の財務状況は良好で問題はございません。

また、年度以降の支部活動に支障がきたさないよう支部費上限額の見直しを行い、関東支部を除く、8支部の支部費上限額を引き上げました。これにより、より活発な支部活動を担保することができました。

弁理士育成塾

弁理士育成塾は、古谷会長の施策の目玉となっている事業であり、新人弁理士の実務スキルのボトムアップを図ることを目的とし、少人数の寺子屋形式でベテラン弁理士から経験の浅い弁理士へ実践的な実務を伝授するといった新しい事業であります。

当該事業は、産業構造審議会弁理士制度小委員会においても、評価を頂いており、会外からも注目されております。

弁理士育成塾は、約200人の応募者から38人の塾生を選抜し、11月から土曜日隔週（全10回）で東京3クラスと大阪3クラスを開講しております。

また、弁理士育成塾の本格稼働に向けて、来年も引き続き、日本弁理士会の研修所にご尽力していただくことになっております。

広報

本年度は、新たな試みとして、新聞記者さんに弁理士や弁理士の業務について広く知っていただくため、メールマガジンを発行いたしました。

また、BS朝日の週間記念日ーこの日何の日ーというTV番組で、「弁理士の日」を取り上げていただきました。

「B1グランプリ」（愛Bリーグが主催する、ご当地グルメを通じて地域活性化を目的とする「まちおこしイベント」）の主催団体である一般社団法人愛Bリーグ本部及び愛Bリーグ加盟団体と協定を締結し、ご当地グルメの模倣品から消費者を守るために、地域ブランド監理監視機構を創設する事になり、調印式を記者会見形式で行ったところ、この模様を何とTV東京の「ワールドビジネスサテライト」で取り上げていただき、古谷会長が出演なさいました。

私は、広報について全くの門外漢でありましたので、活動内容が非常に新鮮でありました。広報活動は、TVや新聞といったマスメディアを利用する活動でありますので、一見するときらびやかな一面もありますが、実は、地道な活動を日々継続していくことが大事であると考えております。

日本弁理士政治連盟

弁政連は、本会では行うことができない政治的な動きを通じて、弁理士制度や知財制度の改革に向けた本会の活動を政治面からサポートしていただいている組織であります。

政務報告ワーキンググループを通じて、本会と弁政連との連絡を密にして、一丸となって弁理士法改正に向けて取り組んでおります。その甲斐あって、弁理士法の改正案が本年の通常国会に上程されるに至りました（本稿執筆時）。無事、改正案が国会を通過することを期待しております。

なお、弁政連の活動は、我々弁理士にとって非常に重要であって、活動資金は本会会員の会費によって賄われておりますが、納入率の低さから、毎年、活動資金が不足しております。会員の皆様には、是非とも弁政連の会費につきましてもご協力をたまわりたいと存じます。

終わりに

最後になりましたが、何とか本日まで会務活動を続けてこられたのは、偏に会員の皆様の温かいご支援があったからであると、心より感謝し、厚く御礼申し上げますとともに、会員の皆様のますますのご健勝を祈念いたしまして挨拶に代えさせていただきます。

以 上

平成25年度弁理士連合クラブ活動報告

平成25年度弁理士連合クラブ幹事長

丸山 英一



1. はじめに

弁理士1万人時代。そのうち企業に属する弁理士は25%程度で、残りの75%近くは、特許事務所などに属しています。弁理士会の会務は、自ずと、特許事務所の弁理士だけでなく、企業弁理士も対象にしております。古谷日本弁理士会会長は、2年任期の事業計画の中で、特許事務所関連の弁理士に対して「弁理士育成塾」を立ち上げ、企業関連弁理士に対して、企業弁理士育成プログラムの開発に着手し、人材育成を行っています。

弁理士の業務範囲は拡大していますが、特許事務所関連の弁理士の経済的な基盤はますます不安定になりつつあるように思います。弁理士には、専権業務と周辺業務（標ぼう業務）がありますが、特許事務所関連の弁理士は、いずれにしてもこれらの業務範囲で、業務を営んでいるものと思います。

周辺業務で収益を確保するのは容易ではありません。しかし、周辺業務で収益を確保する必要があるのかという根本的な問題があります。周辺業務の研修がたくさん行われています。周辺業務の範囲には、弁理士以外にもその業務に精通したものがいないわけではありません。そもそも収益が確保できる状況にあるとも思えません。では周辺業務に関して、何故に、たくさんの研修を行うのか。著作権や不正競争防止などの周辺業務の話ができれば、間口が広がり、顧客層が広がり、特許や商標出願につながるということがみられます。この現象を見て、私は、周辺業務の研鑽は、専権業務の足元を固め、底上げになるのではないかという期待を抱いております。

平成25年度弁理士連合クラブは、古谷日本弁理士会会長の任期1年目を、3派の連携によって、あるいは連合組織として、支えてまいりました。

2. 3派の連携

(1) 幹事長同士の情報交換

平成25年度は、3派（日本弁理士クラブ、西日本弁理士クラブ、弁理士連合クラブ）の幹事長同士の緊密な情報交換を行いました。日弁幹事長、西日本幹事長と、私の3人は、幸い弁理士育成塾のWGのメンバーでしたので、最低でも月1回程度は会って情報交換を行い、3派で古谷会長を支えることを確認し合いました。

(2) 3派への情報伝達の仕組みの構築

私は、日本弁理士会の情報を3派へ迅速に流し、3派から迅速に意見を集約することができなければ、古谷執行部を支えることはできないと考えました。しかし、これまで、弁理士会執行部から3派への迅

速な情報伝達の仕組みは確立されていないようでした。執行部の中の3派担当の副会長が情報伝達を行えばよいのですが、これまで3派担当の副会長がいたのかもわからないのです。たとえばとしても、執行部から3派に対するお願いを伝えるだけだったように思います。今年は違うという思いで、私は、3派担当副会長と話し合い、3派への迅速な情報伝達の試みが実行されました。担当副会長から連合幹事長に執行部情報がきたら、「官房情報」というメールが、連合から日弁幹事長と西日本幹事長に、迅速に伝達されました。この情報伝達は、大変感謝されました。今後とも、この伝達機構は維持されるべきだろうと思います。

（3）3派旅行会

情報交換の場として、3派の旅行会があります。日弁旅行会は、仙台の秋保温泉に、西日本旅行会は、博多に行きました。連合幹事長として、楽しい思いをさせていただきました。

3. 連合組織として支援

（1）主な活動を振り返ると、5月27日に古谷会長を囲む会を開催しました。会員有志が古谷会長を激励すると共に、古谷会長に政策提言を行いました。古谷会長の行動力に期待する声はそうとう大きかったように思いました。また連合相談役（弁理士クラブ2名、弁理士同友会2名）からの古谷会長への直接の政策提言会も企画しました。ご協力に感謝します。執行部からの要請にも十分対応できたのではないかと思います。次年度に向けた政策提言も行い、古谷会長2年目を視野に入れた活動も行いました。

（2）単位会派の幹事長の協力

弁理士クラブの梶幹事長、同友会の粕川幹事長には、連合のすべての行事に参加いただき、感謝いたします。

（3）親睦

連合旅行会は、伊豆長岡温泉（ホテル天坊）に行きました。多数の会員の参加に感謝します。宴会も盛大で、酒もおいしかったです。ゴルフは天候不良で中止になり、残念でした。三村量一先生（前知財高裁判事）の研修も実施されました。

4. 最後に

最後に、弁理士連合クラブの幹事長という要職を経験させていただきましたことを連合会員はもとより、弁理士同友会の会員に対して、心より感謝申し上げたいと思います。非常に忙しい思いをさせていただきましたが、それにもまして、3派の会合やイベントで、挨拶の機会をいただいたことが私にとって貴重な経験でした。ホテル天坊でのあいさつは、一生忘れることはないでしょう。ありがとうございました。

以 上

平成25年度日本弁理士会役員定時選挙報告

当選のお礼と抱負

平成26年度日本弁理士会副会長

吉村 俊一



吉村俊一でございます。平成26年度日本弁理士会役員定時選挙におきまして、次年度副会長に当選をさせていただきました。弁理士同友会の会員の皆様には、副会長候補としてご推薦を賜り、かつ多大なご支援を賜りまして誠にありがとうございました。会誌「弁理士同友会だより」の発行にあたり、誌面を頂戴致しましたので、当選のお礼を申し上げますとともに、次年度会務についての抱負を申し上げたいと存じます。

1) 本年度は、弁理士連合クラブの副幹事長（総務担当、役員協議担当）として、丸山英一連合クラブ幹事長のもとで古谷執行部の1年目を支える役目を仰せつかっておりましたところ、弁理士同友会の人事委員会から次年度副会長候補として推薦したいとの要請がございました。私は、日本弁理士会の委員会や附属機関等の会務活動は毎年務めさせていただいておりましたが、広範囲な会務活動をしていたわけではありませんでした。そのため、仮に当選した後の副会長の職務に多少不安に感じておりましたが、多くの皆様のご支援を賜り、立候補を決意いたしました。弁理士同友会の粕川幹事長、役員協議委員会の井澤幹委員長ほか多くの皆様方のご支援を賜り、幸いにも当選をさせていただきました。誠にありがとうございました。

2) 現在、次年度会務検討委員会の副委員長として次年度の会務活動の準備を進めております。日本弁理士会の会務活動は多岐にわたり、勉強の毎日でございます。

次年度は、古谷史旺会長の2年目になります。古谷史旺会長は、本年度、弁理士の存在価値を高めることをミッションとし、(1)人材育成と業務支援、(2)活力ある知財制度の実現、(3)誇りの持てる弁理士制度の実現、(4)啓発活動・支援活動による弁理士の地位向上、(5)弁理士会の組織の見直し、を政策の柱としています。古谷執行部は、新人弁理士向けの知財塾の創設、弁理士法改正への取り組み、弁理士会の組織改革、等々、多くの政策に精力的に取り組んでおられます。私は、現在の古谷執行部が進めている政策を踏襲し、古谷執行部2年目の副会長としてその政策結実のための仕事をさせて頂きたいと思っております。

本年度の石川憲副会長は、その卓越した能力とお人柄により、古谷執行部の要として多くの要職を担っておられます。次年度は、石川憲副会長の後継として私がその職務の多くを引き継ぐことになります。石川憲副会長に近づけるように、今後より一層努力して参りたいと存じますので、会員の皆様のご指導、

ご鞭撻を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

3) 以上、略儀ではございますが、本誌面を頂戴して当選のお礼と、次年度会務についての抱負を申し上げさせていただきました。まだまだ若輩にて微力ではありますが、弁理士同友会の会員の皆様のご指導を賜りながら、次年度副会長として精一杯努力いたす所存でございます。何卒よろしくお願い申し上げます。

以 上

平成 25 年度日本弁理士会委員長・センター長報告

財務委員会報告

平成 25 年度日本弁理士会財務委員会委員長

高尾 裕之

久しぶりの弁理士会委員会活動ですが、委員の大半が本会会務を熟知したベテランの先生方ですので、委員の先生方に引っ張られての委員会運営となっております。また、正担当の副会長に加えて、前委員長の石川憲副会長も、官房長官役の副会長としてご多忙の中、副担当として毎回の様に委員会にご出席くださり、大変助かっております。

以下、財務委員会の本年度諮問事項の審議状況を簡単にご報告します。

諮問事項 1.

会則第 114 条（支部費）第 2 項の見直しについて

会費額を 20,000 円から 15,000 円に減額したことに伴い、支部予算がその上限額を規定する会則 114 条 2 項に抵触する可能性のある支部がありました。

そこで、①会費の減額が、本会及び支部における会務活動の規模縮小を趣旨としておらず、会費減額に伴って支部予算の上限額が減額され、支部活動に抑止力が働くことはあってはならないこと、②支部の活動費に一定の歯止めを設けるために、支部予算に上限額を定める必要性はあるものの、支部予算の上限額が、支部活動、特に、これまで継続的行われている活動自体を抑制するものであってはならないこと、を見直しの方針に据えました。

改正前の会則 114 条 2 項は、支部に属する会員が 1,000 人を超える支部があるにもかかわらず、会費に対する配分の区切りが 50 人のみ（50 人以下の支部に 10 分の 5）であり、また、個人会員と法人会員の区別もない等、近年の会務活動の実情に則していないと考えられました。

その結果、会費に対する配分を会員数 50 人以内、51 人～100 人、101 人～500 人、501 人～1,000 人、1,000 人以上に区切る等の改正を行いました。

諮問事項 2.

会員の国外派遣支出規程（内規第 40 号）の見直しについて

本規程は、航空運賃、宿泊費等の補助について上限額が規定されています。

会から派遣されるにもかかわらず、上限額を定め、航空運賃や宿泊費等について自己負担が強いられるのは適切ではないとの意見もあるものの、ビジネスクラス等を利用した場合も実費相当額を支払うのは、際限がなくなる可能性もあり適当ではありませんので、近年の実績を踏まえて、上限額の妥当性を審議しております。

諮問事項 3.

弁理士会の販売物並びに講師料、手数料について発生する消費税の計算方法の統一について

消費税率の段階的引き上げが予定されており、その消費税率引き上げに伴って設けられたいわゆる消費税転嫁対策特別措置法や独占禁止法において、税率引き上げ後も消費税の転嫁（上乘せ）を拒み、本体価格を低く定める行為（本体価格と消費税額の合算額を消費税率引き上げ後も同額とする行為）がいわゆる買ったたきや対価の減額等として、問題となる可能性があります。したがって、日本弁理士会の販売物等について、消費税を含まない本体価格を明確にした上で、消費税率を乗じたものに統一することが妥当との結論に至りました。

一方で、消費税が課税される販売物等について、消費税法では本体価格と消費税額の総額表示が義務づけられていますが、平成 29 年 3 月 31 日までは総額表示をしないことも認められていますので、消費税率が 10%に引き上げられるまでは、消費税抜きの本体価格のみを表示（小売段階での価格表示には該当しない例規は、総額表示である必要はないため、消費税抜きの本体価格のみを表記）すべきとの結論に至りました。

諮問事項 4.

副会長職を有償とすることによる、財政面の影響について

本年度役員制度改革委員会において、副会長職も有償とする旨の答申書が出され、その答申書中に「報酬は年額 360 万円」と示されていました。総額 2,880 万円（年額 360 万円×副会長 8 名）の支出増となりますが、①月額会費 15,000 円の下では、年間 160 名以上の弁理士増となれば、会費の増収分で、副会長報酬による支出増加分を補うことができる点（近年の新規登録者は、毎年 600 名以上）、②平成 24 年度決算における繰越金が 16 億円を超えており、仮に、新規登録の弁理士数の急激な減少等で単年度の収支差額がマイナスになっても、直ちに会務の執行に支障を来すことはないと考えられる点等より、年額 360 万円の報酬を支払うことについて、本会財政面からの問題は生じないとの結論に至りました。

以 上

平成25年度日本弁理士会委員長・センター長報告

コンプライアンス委員会報告

平成25年度日本弁理士会コンプライアンス委員会委員長

丸山 英一



弁理士同友会推薦により、平成25年度コンプライアンス委員会の委員長を務めております。

コンプライアンス委員会は、苦情対応を行う事件対応部と、執行役員会から諮問された事項について答申を行う倫理部とに分かれています。

会員以外の顧客などが、会員の業務に対して苦情を申し立てると、事件予審部に回されます。苦情申立の趣旨や内容が意味不明な場合があるので、通常会長室で交通整理を行っています。事件として明確である場合は、事件対応部において調査処理が行われます。事件対応部は、通常2名1組で対応しており、会長室も関与します。

弁理士と苦情申立人の意見の対立もなくなり解決した場合や、対立が続き解決不可能な場合には、いずれの場合にも、事件対応は終了となり、執行役員会に報告されます。

苦情事例は、座学倫理研修のテーマとして使われ、なるべく苦情を受けないような業務遂行に寄与しています。

コンプライアンス委員会で処理されている苦情事件と、綱紀委員会で行われている調査を誤解している会員がおられるので、簡単に説明させていただきます。

綱紀委員会で行われる調査は、請求人から弁理士に対して会則49条に違反していることを理由として、適式の処分請求があった場合に、行われます。請求人は、顧客であったり、弁理士であったりします。

これに対して、コンプライアンス委員会で行われる苦情処理は、顧客である申立人が、仕事を依頼した弁理士に対して、業務に内容、費用、対応の仕方などにおいて不満がある場合に、苦情事件として処理されますが、処分請求ではありません。

弁理士と顧客の間の意思疎通ができていない場合に、苦情申立事件に発展することがあります。たとえば、手続の費用が高いから事件に発展するという人がいますが、実はそうではないのです。高い費用をあらかじめ知っていて手続を依頼した場合には、納得しているのです。後になって不満を言う依頼人はいません。

しかし、全くないかというところでもないのです。事前に口頭で説明した場合には、後になって依頼人が忘れてしまい、突然、高い費用が請求された、といって事件になることがあります。その場合には、

言った、言わないという泥仕合になります。このような場合、証拠がないので、処理は終了となる可能性が高いようです。

このような事例を考慮して、弁理士に対しては、説明した文書を保持しておく、つまり、証拠は文書で保管することの重要性を研修指導しています。

コンプライアンス委員会で行われる苦情処理は、申立人と弁理士の双方から言い分を聞いて、申立人の不満を解決できる道を探す処理で、綱紀委員会で行われる調査とは全く異なっています。苦情処理は、会員を処分するものではないからです。

綱紀委員会で行われる調査において、コンプライアンス委員会で行われる苦情処理と似ているのは、紛議調停です。弁理士と依頼人の争いを調整する点では似ています。しかし、紛議調停は、両者が紛議調停の場にあがることに同意しない場合には、手続は行われません。

一方、苦情処理では、双方に出向いてもらって話を聞くか、電話で双方の話を聞いて、折り合いをつける地点を見出していますので、紛議調停よりも、柔軟に態様できるのかなと思っています。

最後に、コンプライアンス委員会の倫理部の活動について少し触れておきたいと思います。

倫理部では、事務所名称のダブルブランドについて、慎重審議しております。いろいろな意見がありますが、ダブルブランドを禁止する方向で検討されています。最近、主たる事務所を登録し、さらに、大きな事務所名称を従たる事務所として登録しているケースがあります。ダブルブランドは、たとえば、コンフリクトを起こし、顧客に思わぬ不利益を与えることになるので、好ましいことではありません。

その他、広告ガイドラインの見直しも行っています。基本的には、品位を重視した広告が求められるということです。また事務所名称ガイドラインの見直しもテーマになっていますが、時代の変遷によって、その時代特有の新しい名称が出てくるので、倫理部会での審議も大変難しくなっています。

コンプライアンス委員会は、若い人こそ歓迎しています。倫理に興味がある会員は、1月から2月にかけて人事のお誘いがあると思いますので、ぜひ応募してください。

以 上

三役奮闘記（総務）

平成25年度総務担当副幹事長

青山 仁



平成25年度総務担当副幹事長の青山 仁です。

早いもので私の任期も残り僅かとなりました。記憶は定かではありませんが、確か今年の今頃であったと思います。当時の人事委員であった長内先生から総務担当副幹事長就任の打診がありました。その後、程なくして幹事長予定者であった粕川先生から総務担当副幹事長への就任要請を受けました。しばらく同友会の会務から離れていましたので、いきなりの執行部入り、しかも総務担当ということで大変躊躇しました。しかし、日頃からお世話になっている長内先生や学生時代の恩師である粕川先生からの要請を断り切れず、また、前年度総務を担当されていた粕川先生が幹事長に就任される安心感もあり、お引き受けしました。今思えば見事な連携プレーでした。

今年度は、古谷会長1年目の年ということで、同友会としては全面的に古谷執行部をサポートする体制で臨みました。また、同友会が他会派からこれほど注目されることも久しぶりであったと思います。そのような時期に同友会の三役の一人となれたことは光栄であり、また、大変に有意義でもありました。もっとも、会務経験の乏しい私が何とか総務の仕事を全うできたのは、粕川幹事長をはじめとする執行部の皆さん、各委員会の委員長及び委員の皆さんのご協力があったからこそであり、皆さんには大変感謝しております。

さて、初めて挑んだ総務の仕事は、毎月行われる正副幹事長会議の会場手配、総会や臨時総会の準備、各種行事への動員、同報メールや同報FAXの送信・・・と、一見雑務とも思える仕事が大半であり、“総務担当”ではなく“庶務担当”の方が適切な役職名では？と思うこともありました。それでも、三役の一人として他会派の会合に出席するなかで人脈も広がりました。また、多くの若手会員が予想以上に積極的に同友会の会務活動に参加してくれており、そのような若手会員によって同友会が支えられていることを実感しました。

次年度は弁理士同友会創設50周年という記念の年です。ベテラン・中堅・若手の会員がバランス良く会務活動に参画し、弁理士同友会が益々発展することを祈念しますとともに、私も弁理士同友会の発展に微力ながら貢献していきたいと思っております。今後ともどうぞ宜しくお願い致します。

以 上

三役奮闘記（会計） 「3年目の会計」

平成25年度会計担当副幹事長

本田 淳



3年間会計をさせていただきました。卒業させていただけるようでありがたく思っています。振り返って、やはり会費を納入していただいた先生方に深く感謝いたします。お一人ずつに礼状を出しておらず心苦しい限りですが、決して安くはない会費をきちんと支払ってくださる先生方の心意気に感謝申し上げます。

組織委員会の大橋剛之先生（副幹事長）をはじめとすご尽力もあり、18名もの新入会員は、（将来の会費増収の面でも）たいへん喜ばしいです。組織委員会主催の研修と、研修委員会主催の研修とがありますが、どちらの研修会も活発に行われ、新入会員には魅力的に映ったと思います。タイムリーで興味をそそる研修会でした。講師の方への謝金や、研修後の懇親会で弁理士新規登録者と仲良くなって同友会の魅力を伝える、という活動で支出も少しずつ増えていきますが、組織や研修委員会が行ったアンケートによればレクリエーションよりは、研修が魅力的なほうが入会の動機付けになるようです。最近の新規登録者の傾向を踏まえて活発に研修を行ったことで、過去最多の新人獲得の年になりました。古谷史旺会長の母体の会派である、というのも新人獲得の大きな魅力になっているようです。

組織委員会による口述練習会も、新人獲得には大きな役割を果たしています。二週間に一度、口述試験を再チャレンジする受験生向けに特実意商の問題を作成し、試験官役をし、講評することを組織委員会でやっており、平成22年から4年目を迎えています。会計に載せようということで収入と支出の管理も組織委員会でさせていただきました。会計的にはマイナスにならないようにして下さっています。プラスにもなっていませんが、20名以上の受験生に対して試験官役をするのは、結構な時間や労力を使います（自分は22年度だけ参加）。しかし長丁場の口述練習会で厳しくも温かい試験官役の同友会員との交流によって、合格してから同友会に入会する人が確実に得られています。

純粋に会計的な面では、過去2年間なかった連合分担金を払うようになりました。過去2年は連合分担金が無くて、年始と年末の残高がちょうど釣り合っていましたので、かつてはどうやって収入を確保していたのか不思議というのが実感ですが、今年は連合分担金の分だけ、ちょうど年始から下がった残高で年末を迎えました。連合30周年（平成29年）の周年式典に向けた積み立ても始まりましたので分担金が増えています。ただし今後に向けては、「機関誌発行分担金」も結構な金額になっていますので、紙媒体で機関誌「連合」を発刊するよりも、電子化していただくのも一考かもしれません。「連合」の印刷代や発送代が浮きますので、ずいぶん懐に優しくなるかもしれません。「同友会だより」は電子化され

て5年の実績を積んでおり、広報委員会のご苦勞はあると思いますが懷に優しくなっています。

日本航空JALが再生したように、全体的に財布の口を堅くしたい気持ちになるのはやまやまですが、同友会の活動を見回すとそもそもボランティアによる部分が多いようですので、やる気に水を差すことにならないか心配ではあります。

個人的には同友会の会計をする前の年は連合の会計をしており、4年連続で財布を預からせていただきましたが、どうも画面上での作業では通常業務との気持ちの切り換えが付かず、夜帰り際に銀行窓口に通いました。私の前の会計ご担当の石川憲先生が整えてくださった形を頼りに、エクセル表とにらめっこする日々であり、日々感謝しながらの作業でした。また執行理事と同時のこの一年は、少しつらかったです。

さて、いよいよ平成26年は弁理士同友会の50周年であり、記念式典が行われます。そして日本弁理士会の会長選挙の年でもあり、何らかの形での選挙が予想されます。また古谷史旺会長の2年目の集大成の年でもあります。どうぞ会費納入につきご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以 上

平成25年度弁理士同友会委員会報告（福利厚生委員会）

納涼会・旅行会・当選祝賀会及び忘年会報告

平成25年度福利厚生委員会委員長

仲村 圭代

まず、本年度の福利厚生をご担当頂きました先生方を紹介させていただきます。

福利厚生担当副幹事長 山下幸彦

委員 森俊秀 三島広規 岩田克子

さて、以下の通り、平成25年度弁理士同友会納涼会、旅行会、当選祝賀会及び忘年会について報告致します。

1. 納涼会

平成25年7月11日（木曜日）、飯田橋「カナルカフェ」で開催されました。

このレストラン、ご存知の方も多いと思いますが、「カナルカフェ」は飯田橋駅の近くの水上レストランです。屋内も素敵な雰囲気ですが、屋外には広々としたデッキが設けてあり、夏季にはそこで屋外でのBBQを楽しむことができます。

今年の納涼会は屋外でのBBQスタイルにて行われました。

40名以上の方々にご参加頂くことができ、和気あいあいとした雰囲気では会を進行することができたかと思います。日頃接点の少ないベテランの先生方と若手の先生方とが同じテーブルつかれ、様々なお話をされていたのが印象的でした。



2. 旅行会

平成25年8月31日（土曜日）及び9月1日（日曜日）、鳥羽・伊勢（於・鳥羽ビューホテル 花真珠）で開催されました。

今回の旅の目的である伊勢神宮は、本年が社殿を造り替える20年に一度の大祭の年でした。私は伊勢神宮の参拝が初めてでしたが、特に東京の会員の先生の中には、私と同様に初めて行かれた方もいらっしゃったのではないのでしょうか。

第1日目は、午後に鳥羽駅に集合し、鳥羽湾遊覧船にて鳥羽湾を巡りました。晴天に恵まれましたが、海上であったためか、強風で長時間遊覧船のデッキにいたことが辛いほどでした。1日目のオプションには計21名が参加し、鳥羽湾観光後に宿泊先である「鳥羽ビューホテル 花真珠」へ向かいました。



夜の宴会には総勢28名が参加しました。ホテルの部屋からの眺めは最高で、料理も素晴らしく、海の幸、山の幸と盛り沢山でした。ご参加された皆様にはご満足いただけたかと思います。また、宴会の後の2次会「カラオケ大会」へも多数の方々にご参加頂き盛り上がりました。



第2日目は、「ゴルフ組」と「観光組」との2つのオプションに別れて楽しみました。

ゴルフ組は、富士OGMエクセントクラブにおいて、計4名の参加者でラウンドしました。1日目と同様に晴天に恵まれましたが、炎天下の中でのゴルフはなかなかハードだったのではないかと思います。

一方、観光組は、まずミキモト真珠島にて真珠博物館、海女の実演を見学しました。現在、養殖技術が発達し、海女の必要性はなくなりましたが、真珠養殖を支えた海女の活躍を記念するために、現在においても海女の実演を行っているそうです。実際に海で潜っている海女さんを間近で見るのは初めてであったため、非常に興味深かったです。

その後、伊勢神宮の外宮を参拝後、名物の「伊勢うどん」を頂き、その後内宮を参拝しました。伊勢神宮は観光客で混み合っていましたが、福利厚生担当副幹事長の山下先生のご提案で、観光バスをチャーターし移動することができたので、長距離を歩くことなく快適な旅をすることができました。観光バスをチャーターしたことは、参加された先生方からも非常に好評でした。

また、私たちが伊勢神宮を観光中、幸運にも御白石持行事（完成した正殿（しょうでん）が建つ御敷地（みしきち）に敷く白石を旧神領に住む人々が奉獻する行事。）が行われている場面に遭遇することができました。印象深かったです。

今年も28名と多数の先生方にご参加頂け、大変楽しい旅行会となりました。ご参加ありがとうございました。



3. 当選祝賀会及び忘年会

本年度は、平成26年度日本弁理士会役員定時選挙において、副会長に吉村俊一先生、常議員に小川眞一先生、田辺恵先生及び監事に長内行雄先生が無事に当選されましたので、通年の忘年会と併せて、各先生方の当選をお祝いする会を平成25年12月3日、東海大学校友会館にて開催致しました。

第1部は当選祝賀会ということで、司会の青山先生の開会の辞により始まり、幹事長粕川先生のご挨拶、日本弁理士会会長古谷先生のご挨拶等が続いて、当選された各先生方からも簡単なお挨拶を頂き、全体とし

て厳粛な雰囲気の中、会が進行しました。

第2部の忘年会は、第1部とは打って変わってラフな雰囲気となりました。同友会に新規に入会された先生方のご挨拶の後、野球同友会パイレーツの代表者よりパテント杯争奪野球大会にて3位となったことが報告されました。本年の忘年会では、その他にも何人かの会員からおめでたい報告があり、幸せムードの中、会は進行しました。もちろん、恒例のビンゴ大会も大変盛り上がり、会員の皆さんにも充分楽しんで頂けたのではないかと思います。

最終的に47名という多数の会員の方にご参加して頂くことができ、大変うれしく思います。



4. 最後に

福利厚生担当副幹事長の山下先生、全行事の全てのご手配、キメ細かい気遣い、大変お疲れ様でした！ありがとうございました！！

また、委員の皆さんお疲れ様でした！この場をお借りして御礼申し上げます。

来年も引き続き福利厚生委員会に残留される先生方、宜しくお願いします！？

以 上

平成 2 5 年度弁理士同友会地域活動報告

北海道委員会の活動

平成 2 5 年度北海道委員会委員長

石埜 正穂



同友会北海道支部では、毎年「北海道研修会」を開催しています。当研修会は、北海道の知財環境の開拓・改善に長年ご尽力いただいている吉田芳春先生を講師にお招きし、懇親会で吉田先生と盛り上がることを一大目的とする（？）イベントとして、私が弁理士になった 1 0 年前よりもさらに前から、連綿と開催されてきました。支部会員のほか、弁理士試験に合格したばかりの方や、時に行政や一般の方のご参加もあります。5 年ほど前から研修単位が付与されるようになって、時間や出席の管理は厳格になりましたが、いつも吉田先生の豊富なご経験を盛り込んだ魅力ある講義で、毎回楽しみに参加しております。

今年度の研修会は 9 月に開催されました。今回は吉田先生のご指名もあった為、前座として私のほうからも大学の産学連携の課題に関する拙いお話をさせていただき、そのあと吉田先生から TPP と知財のホットな話題に関する講演をいただきました。

今回の開催にあたりまして、丁寧に講義内容のご準備をいただいた吉田先生、それから各方面への調整等でお骨折りいただいた粕川敏夫幹事長および担当副幹事長の山下幸彦先生にこの場を借りて深くお礼申し上げます。同友会は数ある会派の中で唯一北海道研修を行っておりますが、本研修は北海道在住の弁理士や知財関係者が集まる貴重な機会ともなっております。今後も引き続き開催されていくことを期待しております。

以下、過去 5 年間に行われた研修内容を列挙します。

◎平成 2 1 年 1 1 月 2 1 日（土）（参加者 12 名）

テーマ①「音響商標」

・商標権の音響商標への保護拡大が検討されていることを踏まえた内容

テーマ②（石埜担当）「医薬発明」等審査基準改訂の概要説明

◎平成 2 2 年 9 月 4 日（土）（参加者 17 名）

テーマ①「意匠審査官のつぶやき」

- ・意匠の審査実情について（物品の記載や図面表示での誤り、部分意匠の表示、類似範囲の変遷、関連意匠の活用等）

テーマ②「中小企業のオープンイノベーションの活用と限界」

- ・ビジネスを起点とする戦略、産学連携のあり方について

◎平成23年10月8日（土）（参加者15名）

テーマ「産業財産権・営業秘密・契約を駆使した中小企業支援」

- ・中小企業の弱点につき、検討すべき具体的な戦略について

◎平成24年9月29日（土）（参加者11名）

テーマ「アジア各国の産業財産権の留意点」

◎平成25年9月26日（土）（参加者18名）

テーマ①「産学連携の課題」

- ②「TPP締結に伴う知的財産権への影響」

以 上

平成 25 年度弁理士同友会地域活動報告

北陸委員会の活動

～十数年ぶりの北陸研修会～

平成 25 年度北陸委員会副委員長

木森 有平



平成 25 年 10 月 19 日に、飯田昭夫先生をお招きして「意匠で元気に！意匠の国際登録制度と我が国の意匠法改正について」の北陸研修会を開催させて頂きました。飯田先生には、ヘーグ条約加盟に伴う留意点、意匠の活用例などを分かり易く説明していただき、有難うございます。今回の飯田先生の講義には、8 名程度の参加があり、講義終了後親睦会を開催しました。粕川幹事長、佐久間担当副幹事長が同伴されました。開催場所は、日本弁理士会の北陸支部を使用しました。なお、土曜日開催ということで、休日での貸し出しは今まで無かったということで、北陸支部室の休日使用の取り決め（内規）が新たに出来上がることになりました。

北陸で同友会の研修会が行なわれたのは、久しぶりのことで、前回は、吉田芳春先生が委員長で広報が中村信彦先生の時に富山県氷見市で弁護士の小林幸夫先生を招いて講義があつて以来と思われます。実に十数年ぶりになるかと思えます。

来年 4 月には、北陸新幹線が金沢まで来ますので（東京から 2 時間半とのこと）、東京の先生が講師でも、来易くなると思います。これを機会に今後も北陸開催を検討してもらえれば、有難く思います。前回の北陸研修会は、単位認定もなかった時代のことで、のんびりと講習会を受けていた記憶がありますが、今回は単位付与があることなど、研修会のあり方も大きく変った印象があります。

なお、平成 25 年度の北陸部会委員長は福井県の川崎好昭先生で、担当副幹事長は名古屋の佐久間卓見先生です。また、戸川公二先生（福井県）、松田忠秋先生（石川県）、大谷嘉一先生（富山県）、北川泰隆先生（福井県）が本会会員であります。私（木森）は、石川県七尾市の出身で、金沢市で開業して 18 年ほどになりました。

以 上

平成 25 年度弁理士同友会地域活動報告

東海委員会の活動

平成 25 年度東海委員会委員長

助廣 朱美

本年度の東海委員会の活動について報告します。

○第 7 回研修会（平成 25 年 9 月 12 日）

本年度は、第 7 回研修会を、TV 会議システムを利用して名古屋から発信し、名古屋会場と東京会場で開催しました。講師には名古屋大学法科大学院の鈴木将文先生をお招きし、「特許権行使の制限を巡る法的諸問題－標準必須特許問題を中心として」をテーマにご講演いただきました。多数の会員の先生方にご出席いただき、質疑応答では活発な議論が行われ、大変有意義な研修会となりました。

○口述練習会（平成 25 年 10 月 11 日）

東海委員会では、東海地方に在住の口述試験受験生を対象に、口述試験直前に口述練習会を開催しています。本年度は 12 名の受験生にご参加頂きました。運営には以下の先生方にご協力いただき、口述練習会の終了後、簡単な慰労会をもちました。

（敬称略）山本喜一、佐藤大輔、森岡智昭、佐久間卓見、渡邊豊之、橋本哲、廣江政典、坂岡範穂、犬飼康天、助廣朱美

○忘年会・合格祝賀会（平成 25 年 11 月 22 日）

弁理士試験の合格祝賀会を兼ねて、東海委員会の忘年会を開催しました。会員 28 名、合格者 13 名にご出席いただき、盛大に執り行われました。同友会執行部からは、粕川幹事長、青山副幹事長、本田副幹事長、徳増副幹事長にご参加いただきました。また、弁理士会会長の古谷史旺先生、弁理士会副会長の石川憲先生、次期本弁理士会副会長の吉村俊一先生にお越しいただきました。当日は、東海委員会の活動、勉強会、旅行会などについてパワーポイントを用いて紹介しました。また、会員の西東貴士先生に手品をご披露いただき、楽しい忘年会兼合格祝賀会となりました。



○勉強会（毎月第1土曜）

東海委員会では、毎月、第1土曜の午前中に勉強会を開催しています。東海委員会には企業弁理士の方が多数所属されており、この勉強会は企業弁理士の方が中心となって開催しています。本年度は1月～3月は森岡智昭先生に、4月～12月は犬飼康天先生に、勉強会幹事をご担当いただきました。弁護士の先生も顧問として参加されています。講師は参加者が持ち回りで担当し、テーマは講師が自由に選定して行いました。

◇1月：西東貴士先生

- ①食品の包み込み成形方法及びその装置事件（特許）／H22（ネ）10089
- ②ウインドパークの運転方法事件（特許）／H22（行ケ）10407

◇2月：金久保勉先生

- ①平底幅広浚渫用グラブバケット事件（特許）／H23（行ケ）10414
- ②あずきバー事件（商標）／H24（行ケ）10285

◇3月：福田鉄男先生

- ①フレキソ印刷液体インキによるウェットトラッピング事件／H23（行ケ）10208
- ②モンシュシュ事件（商標）／H22（リ）4461

◇4月：藤原純先生

- ①硬質塩化ビニル系樹脂管事件（特許）／H23（行ケ）10186
- ②光源装置を用いた照明装置事件（特許）／H24（行ケ）10271

◇5月：松本悟先生

- ①日焼け止め剤組成物事件（特許）／H21（行ケ）10238

②シュア事件（商標）／H20（行ケ）10103

◇6月：森岡智昭先生

- ①アップル v s サムスンの国内外での訴訟事案の紹介
（H23（ワ）27941 損害賠償請求事件ほか）

◇7月：助廣朱美

- ①ゴミ貯蔵機器事件（特許）／H24（ネ）10015
②商標（アイコン等）の登録事例紹介

◇9月：西東貴士先生

- ①表底事件（特許）／H24年（行ケ）10166
②マッサージ機事件（特許）／H22年（行ケ）10331

◇10月：犬飼康天先生

- ①パソコン等の器具の盗難防止用連結具事件（特許）／H24（ネ）10094
②配線構造の形成方法等事件（特許）／H24（行ケ）10243

◇11月：金久保勉先生

- ①自炊代行事件（著作）／H24年（ワ）33525
②遊技台の台間仕切り板事件（意匠）／H25年（ネ）1136

◇12月：福田鉄男先生

- ①化粧用チップ事件（特許）／H24年（行ケ）10412
②ステンドグラスのランプシェード事件（不競）／H24（ワ）4229

○東海支部活動の支援

今年度の東海支部の活動には、以下の先生方が参加されています。（敬称略）

支部幹事：松原等

法務委員会：（委員）三林大介

総務委員会：（委員）橋本哲

UR10委員会：（委員長）太田直矢、（副委員長）田林大介

知的財産支援委員会：（委員）佐藤大輔、坂岡範穂

教育機関支援機構：（副機構長）山本喜一、（委員）廣江政典

人事委員会：（委員）福田鉄男

研修所：（副所長）稲葉民安

仲裁センター：金久保勉

○最後に、本年度の東海委員会の運営にあたり、副幹事長の佐久間卓見先生、副委員長の廣江政典先生、坂岡範穂先生をはじめ、多くの先生方にご尽力をいただきました。この場を借りて、厚く御礼申し上げます。

以 上

平成25年度弁理士同友会委員会報告

人事委員会活動報告

平成25年度人事委員会委員長

中村 盛夫

本年度の人事委員会の活動につき、次の通り報告します。

1. 人事委員会の構成

担当副幹事長 中原 文彦

委員長 中村 盛夫

委員 長内 行雄

2. 活動の概要

本年度の人事委員会は少数であったが、幹事長、担当副幹事長および委員の先生方との膝を突き合わせての会合は少なかったものの、メールにて頻繁に意見交換することで運営された。

人事委員会の職務権限は、日本弁理士会、日本弁理士会関東支部、特許庁関連団体の役員及び委員候補、会派(弁理士連合クラブ、当会)の役員候補など多種多様である。過去の経緯や別途組織の長からの指名により審議するまでもなく決められる案件も存在する。

例年1月から3月に掛けて4月からの次年度の付属機関、委員会の委員の人選が始まる。これに先立って当会では所属会員にアンケートが配布される。前年の選挙で会長、副会長、常議員、監事は選任されるが、全体として数千人の委員は各会派からの推薦をもって略満たされることになる。

団体(会派)の支援なく知名度・人気を頼り選挙で日本弁理士会の役員となっても、運営する委員などの人材を継続して推薦できないようである。

最近では会派に所属しないで、日本弁理士会の委員会所属希望のアンケートに応募して委員として活動されている方もおられるようである。

会派に所属して委員会への推薦を受けると希望が叶えられる可能性が高いメリットがある。一方、委員会への所属を希望しなくても、なり手の少ない委員会の委員への就任を強く要請されるデメリット(?)もある。

委員に就任し年間を通して活動することで日本弁理士会の活動の一端に触れることができ、委員仲間(同友会及び他会派等)と知己となり、弁理士業界での人間関係の幅を拓けるチャンスが得られることになる。

人事関係者には、弁理士会事務局作成の出席率が低い会員のリストが回覧される。出席率が悪いのは、会員が複数の委員会の委員になったり、又は別の組織での活動との関係から開催日程が重複して出席できなくなったり、就任後に体調を崩されて出席できなくなるというような汲むべき事情が認められるこ

ともあるが、一般的にこのような会員の推薦は控えてほしいとのメッセージと認められる。

委員の確定までには、変更、追加、取り消しなど気を抜けない微調整が続くことになる。

夏頃からは、次年度日本弁理士会の役員候補(副会長、常議員)や次年度同友会幹事長候補の選考が始まる。

慣例では会長会派で2名の副会長が就任していた。しかし、投票となった場合に副会長を2名当選させるには、先の選挙結果を鑑みれば、壱千票を超える得票が見込めなければならず、当会単独では覚束ない。

人事選考基準に基づき日本弁理士会の役員候補として次の方々を推薦し8月5日開催の幹事会・総会です承を得た。

日本弁理士会副会長候補 吉村 俊一会員(登録番号第11722号)

日本弁理士会常議員候補 小川 眞一会員(登録番号第8872号)

同 上 田辺 恵会員(登録番号第12675号)

8月下旬、関係方面より当会で監事1名を追加推薦の要請があったので、人選を進め、急遽臨時の幹事会・総会(9月6日)を開催して元副会長である適任な方を推薦し了承を得た。

日本弁理士会監事候補 長内 行雄会員(登録番号第8786号)

次年度の幹事長については、有力な会員がおられたが、職場でのバックアップ体制が整わないとのことで、次年度以降に推薦され選任されることを期待して、今回は見送らざるを得なかった。その後、人事選考基準に基づき何人かの会員に順次打診したものの諸々の理由を挙げられて不首尾に終わった。

現在の執行部の任期満了が迫り、待ったなしという時期になり、現幹事長の続投ということで了解を得て推薦し、12月3日日本弁理士会役員当選祝賀会及び忘年会の開始前に慌ただしく開催された、幹事会・第3回臨時総会にて承認される運びとなった。

人事委員長となったことで、会派が人材供給の母体であることを痛感させられることとなりました。

以 上

平成 25 年度弁理士同友会委員会報告

役員協議委員会活動報告

～ 目指せ！元気玉プロジェクト ～

平成 25 年度役員協議担当副幹事長

安彦 元



本年度役員協議担当副幹事長を拝命させていただきました安彦です。来年度弁理士会役員選におきましては、新副会長に吉村俊一先生、新常議員に小川眞一先生、田辺恵先生、新監事に長内行雄先生がめでたく当選されました。本当におめでとうございます。また我が同友会としても、昨年に引き続き、皆様の弁理士会に対する想いをしっかりと訴えていただける先生方に当選していただき、本当に喜ばしいことであると思います。

さて本年度は、丸山連合幹事長、井澤役員協議委員長を始め、同友会の皆様のご尽力のおかげで選挙を無事回避することができました。しかしながら、毎年このように話し合いで収拾がつくとは限らず、来年以降は場合により熾烈な選挙戦に突入することもありえます。このため、いつ選挙戦に突入しても十分に戦えることができるような磐石な体制を整えることが重要であると考えます。

実は役員協議委員会では、今年も選挙戦になることを覚悟し、新たな選挙戦略の策定をスタートしました。同友会の組織票の数は、他会派と比較して決して多くは無いことは確かです。しかし、この組織票の少なさが同友の弱みだとすれば、同友の強みは何でしょうか？それは皆さんもご存知のように「結束力」であると思います。同友の行事に参加されれば分かるように、同友会員同士本当に明るく仲が良い。また単に仲が良いだけでなく、いざというときに一枚岩となって戦える協調性、そして鋼鉄のような結束力こそ我々の最大の持ち味ではないでしょうか。

役員協議委員会では、弱みに着目するよりもむしろ強みを最大限活用し、組織票は少なくとも、実際の得票数を数多く獲得する戦略である「元気玉プロジェクト」を策定し、シミュレーションも繰り返し行ってきました。結果として、今年はその戦略を実行に移すことはありませんでしたが、今年の役員協議委員会の「元気玉プロジェクト」立案の成果は、来年度の役員協議委員会へとしっかり引き継いでいきたいと思っています。

以 上

平成25年度弁理士同友会委員会報告

政策委員会活動報告

平成25年度政策委員会委員長

山崎 高明



1. 委員会の構成

担当副幹事長	伊 賀 誠 司
委 員 長	山 崎 高 明
委 員	井 澤 幹
	大和田 昭 彦
	長 内 行 雄
	笹 川 拓
	笹 野 拓 馬
	竹 内 裕
	恒 川 圭 志
	仁 科 勝 史
	丸 山 英 一
	山 田 武 史
	吉 田 精 孝
	茂 木 康 彦

2. 活動報告

- 1／25 古谷次期会長説明会への出席
- 1／31 多選禁止の要望書への意見提出
- 2／ 5 第1回弁理士連合クラブ政策委員会出席
- 2／13 次年度事業計画への意見聴取及び提出
- 4／01 政策委員会への委嘱状
- 5／27 第2回弁理士連合クラブ政策委員会出席
- 6／11 弁理士法改正説明会（三派協議会）への出席
- 6／12 古谷会長を囲む会出席
- 6／17 口述試験廃止への意見聴取及び提出
- 7／ 8 同友役員協議会への出席

- 7 / 2 9 同友役員協議会への出席
- 9 / 1 0 第3回弁理士連合クラブ政策委員会出席
- 1 0 / 4 三派説明会への出席
- 1 0 / 1 7 第4回弁理士連合クラブ政策委員会出席
- 1 1 / 2 6 弁理士連合クラブ当選祝賀会
- 1 2 / 6 次年度会務検討委員会への意見聴取及び提出

3. 活動実績

弁理士同友会政策委員会は、弁理士クラブ政策委員会とともに、弁理士連合クラブ政策委員会を構成します。弁理士同友会政策委員会の活動は、すなわち弁理士連合クラブ政策委員会の活動であることとなります。

平成25年度は、弁理士連合クラブが推薦した古谷史旺会長が就任した年度でした。弁理士連合クラブ政策委員会は、前年度より、古谷史旺会長の選挙公約の作成にかかわり、引き続き今年度は、古谷史旺会長の政策、事業計画の作成にかかわりました。弁理士連合クラブ政策委員会の提案した政策案を十分に踏まえた形で、以下に示す平成25年度日本弁理士会事業計画が策定されました。

4. 平成25年度日本弁理士会事業計画

《ミッション》

～弁理士の存在価値を高める～

- 1) 人材育成と業務支援により業務スキルの向上を図る。
- 2) 活力ある知財制度の実現を目指す。
- 3) 誇りの持てる弁理士制度を構築する。
- 4) 啓発活動・支援活動により弁理士の地位向上を図る。
- 5) 弁理士会組織を見直し、実効ある組織を目指す。

《各 論》

1) 人材育成と業務支援

・専権業務の負託に応える弁理士の育成

～実践的な研修を実施し、稼げる弁理士を育成する～

〔補足説明〕

弁理士は、特許、実用新案、意匠、商標の各出願を専権業務としていますが、高品質なサービスを提供できなければ、負託に当たっているとは言えません。

ですから、実践的な研修を実施し、業務スキルを向上させ、負託に応える弁理士を育成します。

・弁理士を育成するプログラムを実施することで、事務所や企業に貢献する。

〔補足説明〕

実践的な研修を実施し、高品質なサービスを提供できる弁理士を育成し、特許事務所や企業に送り込むシステムを構築します。

そうすることで、弁理士の存在価値を高めます。

・グローバルに活躍できる人材の育成

〔補足説明〕

弁理士は、専権業務に限らず、著作権の契約代理、相談、特定不正競争行為に関する相談、輸出入の水際措置に関する相談、それらの代理等、知的財産に関する幅広い標榜業務を行っています。また、外国出願業務も一段と増加しており、国際的な視野も必要です。

これらの負託に応える実践的な弁理士を育成して、高品質なサービスを提供し、弁理士の存在価値を高めます。

2) 活力ある知財制度の実現

・積極的な政策提言を行うことで、活力ある知財制度へ向けた活動を行う。

〔補足説明〕

我が国の特許政策は、特許出願が40万件を超え、審査待ち期間が5～6年を超えた頃、処理促進の観点から「審査優先」策に転じ、あらゆる抑制策を講じてきました。

そのため、出願人に過度の負担を強いる結果となっています。今や、特許出願が30万件を下回る状況となり、「審査優先」から「出願人優先」に政策を転換すべきときです。

こういった提言を日本弁理士会が積極的に行うことです。

また、日本弁理士会は、知的財産をテコにした我が国の産業復興のシナリオを積極的に提言していくべきです。

・国や地方自治体等へ人材派遣

・産業界・政界へのロビー活動

〔補足説明〕

知的財産制度の利用者は、大企業、中小企業、個人です。日本弁理士会は、より身近で、使い易く、強固な知的財産制度の構築へ向けて、これら制度利用者の声を行政・政治の場に届ける責任があります。

また、知的財産制度の中心的な担い手として弁理士を位置付け、より充実した弁理士制度にすべく、産業界、政界の理解と協力を得るよう活動すべきです。

そして、高品質なサービスを提供できる弁理士を育成して、国や地方自治体に派遣し、知的財産制度の普及へ底上げが必要です。

・外国知財関連団体等への積極的な交渉、新興国に対するリーダーシップ

〔補足説明〕

知的財産制度は益々グローバル化し、世界との緊密な関係が要求されます。特に諸外国の代理人等との協力は欠かせません。

また、新興国との関係が重要性を増す中で、知財立国を標榜する我が国がこれらの国々をリードして行かなければなりません。

その中であって、日本の国益とは何か、新興国に対するリーダーシップとは何か、日本弁理士会は何を為すべきかを考え、行動すべきです。

3) 誇りの持てる弁理士制度を構築

・弁理士の立場を向上させる法改正を目指す

〔補足説明〕

弁理士法に「弁理士会は弁理士の使命及び職責に鑑み…」(第56条)との文言はありますが、弁理士の「使命」は定義されていません。弁護士法、公認会計士法、税理士法には、それぞれ存在します。

「使命」条項は、弁理士を中心を貫く精神的な支えであり、欠かせません。

また、知的財産のグローバル化が進む中で国際紛争も多発しており、日本企業が米国で裁判に巻き込まれるケースが増えています。

米国の企業と米国の弁護士との打ち合わせ記録は、「守秘特権」で提出が拒否できるのに対し、日本企業と日本の弁理士との打ち合わせ記録は、日本の弁理士に「守秘特権」の規定がないことから、提出が拒否できないという、国益の観点からも看過できない極めて不平等な状況に置かれています。

特許法等に米国と同様の「守秘特権」規定を設けるべきです。

・試験制度を見直し、弁理士に適した人材を確保

〔補足説明〕

規制緩和、市場原理主義の台頭で、平成12年の弁理士法改正は、“受け易くて受かり易い”ように、試験制度を見直しました。

ところが、現行試験制度は複雑な免除規定を持つに至り、平等であるべき本来の試験制度を、圧倒的に免除者有利にして大量の合格者を生み出しました。今も続いています。

それにより何が起こったか。弁理士試験に合格しても未登録者が30%を超え、大量の就職浪人を生み出しました。実務未経験者が40%を超える異常事態を排出しています。

これでは、国家資格である弁理士資格の魅力が失われ、優秀な人材の受験離れが起きつつあります。

弁理士の存在価値を高めるには、優秀な人材を弁理士試験に向かわせることから始めなければなりません。そのためには、試験制度を抜本的に見直し、高度化・グローバル化する知財ニーズを踏まえ、弁理士業務との整合性を高める必要があります。

・弁理士数の歯止め

〔補足説明〕

“受け易くて受かり易い”試験制度に改正した結果、250有余名であった合格者が一気に700の大台を超えてしまいました。この数年で全弁理士の半数を占めるに至っています。

その結果、上述したような、実務未経験者が40%を超え、大量の就職浪人が生まれるという異常事態を排出しています。

この異常事態を変えるには、合格基準を引き上げるだけでなく、試験制度を抜本的に改正しなければなりません。制度を利用する産業界等の理解と協力を得て取り組むべきです。

4) 啓発活動・支援活動

・産業界への働き掛け

～料金改善、周辺業務の認知度向上等～

・啓発活動を通じ知財制度の社会への浸透を図る

・支援活動を通じた知財制度ユーザーの拡大

〔補足説明〕

平成12年に弁理士法が改正され、第14条の料金規定が撤廃されました。それ以降、弁理士の料金

は企業との自由契約になり、対等な関係は崩れ去りました。

知的財産制度を側面で支えるのは弁理士であり、そこに優秀な人材が集まらなければ弁理士制度、知的財産制度の健全な発展はありません。

ミッションとして“弁理士の存在価値を高める。”を掲げました。

弁理士が高品質なサービスを提供できなければ、料金の改善は望むべくもありません。従って、弁理士のスキルアップを弁理士会として支援する体制を作ります。

しかし、その一方で、産業界、官界、政界の理解と協力が不可欠です。このことを真正面から捉えて、産業界、官界、政界へ強く働き掛けます。

これは、周辺業務の認知度向上に関しても同じと考えています。また、様々な啓発活動を通じて知的財産制度の社会への浸透を図り、支援活動を通じた知的財産制度ユーザーの拡大を図りたいと考えています。

5) 弁理士会組織の見直し

- ・実効ある活動に積極投資するなどメリハリのある資金投入を行う
- ・可能な限りシンプルな弁理士会組織にする

〔補足説明〕

平成12年に弁理士法が改正され、それに伴い会則を改正し、弁理士会の組織を現行の総会、常議員会、執行役員会に改めました。

その後、様々な改革案が繰り返され、今日に至っていますが、急激に膨れ上がった会員数の中で、総会開催のあり方を含め、弁理士会の組織はこのままで良いのか、見直して結論を出すべきときです。

可能な限りシンプルな組織形態が良いと考えています。

また、委員会数、委員数、諮問のあり方、答申の扱い方等々、原点に立ち戻った見直しが必要です。

日本弁理士会の予算は、強制加入の制度下で得た会費によって支えられています。したがって、予算の使い方については、まずは弁理士に対しその果実を還元することを念頭に、弁理士の存在価値を高めるために実効ある活動に積極投資するなど、メリハリのある資金投入を行ってまいります。

例えば、冒頭に申し上げた実践的な研修を実施し、高品質なサービスを提供し、グローバルに活躍できる弁理士を育成するために必要な資金投入は、積極的に行って弁理士の存在価値を高め、将来に希望の持てる弁理士制度、知的財産制度にしたいと考えています。

以 上

平成 2 5 年度弁理士同友会委員会報告

研修委員会活動報告

平成 2 5 年度研修委員会委員長

笹野 拓馬

研修委員会の構成

担当副幹事長 徳増あゆみ

委員長 笹野拓馬

委 員 中村信彦 山田武史 田辺恵 湯口文丸

「本年度は、研修会に力を入れる。」との粕川幹事長の号令のもと、組織委員会、東海委員会、北陸委員会、北海道委員会と連携して多くの研修会を年度初めに計画しました。計画した研修会の多さから当初は計画倒れになるのではと不安でしたが、無事に研修計画に沿って研修会を実施することができました。

第 1 回研修会は、昨年度に企画されたものでありましたが、第 2 回以降、研修委員会主催が 4 回、組織委員会との共催が 6 回、東海委員会との共催が 1 回、北陸委員会及び北海道委員会主催がそれぞれ 1 回と、計 1 3 回の研修会を開催することができ、いずれの研修会も本会会員を含む多くの先生方にご出席いただくことができました。

研修の内容につきましても、特許の実務にはじまり、学説、意匠・商標の実務、外国の諸制度、最近のトピック、著作権、契約など、とてもバラエティーに富んだ内容で実施できたのではないかと思います。

ただ、研修会の日程が、特定の月や週に偏ってしまったこともあり、会員の皆様には、週に何通もの研修案内を配信することになり、煩わしく思われた方もいらしたかもしれません。もう少し簡便な方法で研修案内を配信できなかったかと思う次第です。

第 2 回研修会



第 6 回研修会



第10回研修会



第11回研修会



本年度、実施した研修会の概要は、下記のとおりです。

第1回 平成25年1月21日

テーマ：『連邦巡回区控訴裁判所とアメリカ特許法の発展』

講師：玉井 克哉 先生（東京大学先端科学技術研究センター教授）

第2回 平成25年6月12日

テーマ：『中間処理対応（実務者向け・基本編）

～審査官の視点を取り入れて解説～』

講師：田村 誠治 先生（弁理士・元審査官）

第3回 平成25年7月12日

テーマ：『特許調査基礎』

講師：角田 朗 先生（角田特許事務所所長・弁理士）

第4回 平成25年8月6日

テーマ：『明細書の書き方（基本と留意点）』

講師：橘 和之 先生（一燈国際特許事務所所長・弁理士）

第5回 平成25年8月29日

テーマ：『ヒアリングと明細書作成

～素材系発明や大学発明を対象として～』

講師：吉村 俊一 先生（本会会員・東京しらかば国際特許事務所所長・弁理士・
工博・宇都宮大学客員教授）

第6回 平成25年9月3日

テーマ：『著作権法の方向性』

講師：小川 明子 先生（早稲田大学重点領域研究機構 知的財産拠点形成
研究所 招聘研究員）

第7回 平成25年9月12日

テーマ：『特許権の行使の制限を巡る法的諸問題

- 標準必須特許問題を中心として - 』

講師：鈴木 将文 先生（名古屋大学大学院法学研究科副研究科長・
実務法曹養成専攻長）

第8回 平成25年10月17日

テーマ：『欧州における共同体商標（C TM）と各国商標－その制度概要と出願戦略－、ならびに欧州意匠制度の戦略的な活用方法』

講師：ギレーヌ・キーゼル 先生

（プラスロー特許商標事務所マネージングパートナー、欧州商標意匠
弁理士、フランス商標意匠弁理士）

高橋 洋江 先生（日本国弁理士）

竹下 敦也 先生（日本国弁理士）

第9回 平成25年10月18日

テーマ：『特許権侵害に対する賠償額の算定と差止めの制限に関する裁判例の最新
動向－ごみ貯蔵機器事件知財高裁大合議判決とアップル対サムソン事件
東京地裁判決を契機として－』

講師：田村 善之 先生（北海道大学大学院法学研究科教授）

北陸研修 平成25年10月19日

テーマ：『意匠で元気に！

意匠の国際登録制度と我が国の意匠法改正について』

講師：飯田 昭夫 先生（本会会員・弁理士）

北海道研修 平成25年10月26日

テーマ：第1部『産学連携の課題』

第2部『T P P締結に伴う知的財産権への影響』

講師：第1部 石埜 正穂 先生（本会会員・弁理士）

第2部 吉田 芳春 先生（本会会員・弁理士）

第10回 平成25年11月7日

テーマ：『米国特許審査手続き最新事情』

講師：今泉 俊克 先生（米国特許弁護士）

第11回 平成25年11月27日

テーマ：『国内外の商標及び意匠実務（初級、中級編）』

講師：谷口 登 先生（本会会員・協和特許法律事務所 弁理士）

第12回 平成25年12月6日

テーマ：『弁理士のための契約の教科書』

講師：福井 健策 先生（弁護士・ニューヨーク州弁護士・日本大学藝術学部客員教授）

最後に、研修会の企画・運営や認定研修手続きなどの事務処理作業を滞りなく終えることができましたのは、ひとえに、徳増担当副幹事長をはじめ研修委員の皆様、組織委員会、東海委員会、北陸委員会及び北海道委員会の皆様のご協力の賜物です。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

以 上

平成 25 年度弁理士同友会委員会報告

法規委員会活動報告

平成 25 年度法規委員会委員長

中村 信彦

本年度は、新たな常任委員会を設置することに関し、検討の要請がありましたが、具体案を提示するに至りませんでした。同友会細則第 2 条に新たな常任委員会の名称を加えると共に、同規則第 3 条にその委員会の職務権限を明記することになろうかと思えます。次年度において実現していただければと存じます。

(参考)

同友会細則 (抜粋)

第 2 条 (常任委員会)

正副幹事長のもとに、次の常任委員会を設置する。

- (1) 研修委員会
- (2) 福利厚生委員会
- (3) 人事委員会
- (4) 法規委員会
- (5) 日本弁理士会役員協議委員会
- (6) 広報委員会
- (7) 組織委員会
- (8) 政策委員会
- (9) 東海委員会
- (10) 北陸委員会
- (11) 北海道委員会

第 3 条 (常任委員会の職務)

研修委員会は、会則第 3 条第 1 号に定められた研修会及び同条第 2 号に定められた講演会の企画及び開催並びに同条第 4 号に定められた弁理士試験受験者の指導及び会則第 2 条の目的達成のために必要な知的財産権制度及び弁理士制度に関する調査、研究、企画を行う。

2. 福利厚生委員会は、会則第 3 条第 2 号に定められた懇親会、趣味の会、見学会を開催するために必要な企画、その他会則第 2 条の会員の親睦と福利の増進を達成するために必要な企画を行う。

3. 人事委員会は、会則第 5 条に定められた顧問、相談役候補及び日本弁理士会の役員候補並びに日本弁理士会の委員候補及び弁理士連合クラブの役員及び委員候補の選任及び特許庁関係、関連団

体関係の委員候補及び役員候補の選任について審議する。

4. 法規委員会は、弁理士関係法規及び弁理士同友会会則等に関する調査、研究、立案を行う。
5. 日本弁理士会役員協議委員会は、弁理士会役員選挙の協議及び対策、その他弁理士同友会の組織を拡充するための諸施策を関連委員会と連絡協調しつつ審議、立案する。
6. 広報委員会は、会則第3条第3号に規定された刊行物を発行するための準備、編集及び発行について審議、立案する。
7. 組織委員会は、弁理士同友会の組織の拡充、活性化について審議、立案する。
8. 政策委員会は、日本弁理士会の常議員会及び総会についての対策並びに幹事長が日本弁理士会及び弁理士同友会並びに弁理士連合クラブに関して重要であると認めた事項について調査、研究、審議、立案する。
9. 東海委員会は、その地域に属する会員を統轄し、東海地区における組織の拡充について審議、立案する。
10. 北陸委員会は、その地域に属する会員を統轄し、北陸地区における組織の拡充について審議、立案する。
11. 北海道委員会は、その地域に属する会員を統轄し、北海道地区における組織の拡充について審議、立案する。

以 上

平成 25 年度弁理士同友会委員会報告

組織委員会活動報告

平成 25 年度組織委員会委員長

松本 直子

本年度の組織委員会の活動について下記の通りご報告させていただきます。

1. 組織委員会の構成

担当副幹事長：大橋 剛之

委員長：松本 直子

委員：茜ヶ久保公二、飯野 智史、池本 和博、石井 理太、円城寺 薫、
大井 一郎、奥富 圭一、小澤 浩子、小野 友彰、駒場 大視、
関原亜希子、高井 智之、高下 雅弘、中村 英子、西口 克、
藤浪 一郎、茂木 康彦、湯口 文丸、渡部 仁

2. 職務

組織委員会は、弁理士同友会組織の拡充および活性化を目的として、立案、審議し、実行する。

3. 諮問事項

- (1) 新規会員の入会勧誘とその組織化
- (2) 近年入会の若手会員同士の交流
- (3) 地方非会員に対する入会勧誘とその組織化
- (4) その他、組織の拡充および活性化施策の実行

4. 活動方針

4月に研修・組織・福利厚生合同委員会を開催し、組織委員会の本年度の活動方針について決定いたしました。

例年にならい、下記の3つを活動方針の柱と致しました。

○ 弁理士試験受験生を対象として、弁理士試験口述練習会等の各種行事を通じ、「同友会」の周知を図り、将来の会員獲得に繋げること。

○ 若手会員及び近年の合格者を対象とし、研修会等の各種行事を通じて、新規会員の入会を勧誘し、組織化を図ること。

○ これらの活動を通じ、近年入会の若手会員同士の交流を図り、組織を活性化し、拡充に努めること。

なお、2月の総会では、本年度は、組織基盤整備の具体策の策定と実行をテーマに、組織強化の具体策として次の3つの事項を企画・実行するとの方針が打ち出されました。

① 研修会・懇親会等を通じた新会員の勧誘を積極的に行う。

② 当会選出の弁理士会役員、当会相談役・顧問と、若手会員の座談会等といった会員相互に交流を深めることができる催しを企画実行する。

③ 新規合格者及び無会派に向けて、研修会・懇親会などにより参加しやすくするための施策及び、入会しやすい会員制度を検討し、実行する。

このうち、①に関しては、若手向け研修会を積極的に開催し、研修会の後は必ず懇親会を開催していたため、ほぼ実行出来たと思っています。しかし、②に関しては、現状、組織委員会では年間を通じてイベントが多く、新規のイベントを立ち上げることが難しかったため、企画・実行することが出来ませんでした。また、③に関しては、準会員制度や研修会員制度の創設について検討致しましたが、問題点や会員内部からの反発も多く、採用には至りませんでした。

5. 活動報告

(1) 長期型口述練習会（全12回）

〔日 程〕平成25年3月13日（水）～8月14日（水）（隔週水曜）

〔場 所〕練習会：弁理士会館地下・2階・3階会議室又は商工会館6階・7階会議室

〔参加者〕練習会：講師各回5～10名、受験生各回10～30名

長期型口述練習会は、主に口述落ちの受験生を対象として、3月から8月までの約半年間、原則隔週水曜日に全12回行いました。各回4問出題し、受験生には毎回4人の講師から4パターンの問題で練習を行ってもらいました。この長期型口述練習会に参加した受験生は本試験でも高い合格率を誇ったため、参加した受験生からは大変感謝されました。

なお、昨年度は、会議室の予約の都合上、開催日程がイレギュラーとなってしまった回がありましたが、本年度は、商工会館の会議室も使いながら、当初の日程通り全12回開催することが出来ました。



(2) 短期型口述練習会 (全5回)

〔日 程〕平成25年8月28日(水)～9月25日(水)(毎週水曜)

〔場 所〕練習会：弁理士会館地下・2階・3階会議室 及び商工会館6階会議室

〔参加者〕練習会：講師各回15名、受験生各回50～60名

9月27日の弁理士試験論文合格発表前に、全5回の口述練習会を開催しました。口述試験は年々難易度が上がっており、受験生間では合格発表前からの対策が必須とされています。また、参加人数も増加傾向にありました。また、本年度は論文試験の合格発表が例年よりも1週間遅かったため、例年の全4回から全5回へと開催回数を増やし、第5回目は全法域を出題範囲とし、より幅広く細やかな口述試験対策となるよう配慮しました。

運営方法は昨年と同様、受験生が講師のテーブルを周る巡回方式と致しました。練習終了後に受験生を集め、講師の講評が行われました。多数の講師が一言ずつ講評するので、所感が異なる場合もあるのですが、共通する必須の注意事項も多く、「押さえるべき勉強のポイントがわかる」と受験生からも好評でした。また、質問が活発にされるなど、手応えのある練習会となりました。



(3) 登録祝賀会

〔日 程〕平成25年5月15日(水)

〔場 所〕祝賀会：「東京国際フォーラム」ガラス棟7階ラウンジ

〔参加者〕祝賀会：計112名(会員37名、無会派若手2名、新規登録者73名)

今年度は、同友会から日本弁理士会会長を輩出したこともあって、例年の祝賀会とは趣向を変え、会場を東京国際フォーラムとし、日本弁理士会会長、古谷先生による特別講演「弁理士の現状と将来」と、登録祝賀パーティーとの2部構成として執り行いました。

当日は定員の100名を大きく超える、112名の新規登録者及び会員の皆様にお越しいただきました。会場は東京国際フォーラム・ガラス棟のオープンスペースで、開放感があり、夜景も美しく、特別講演と祝賀会にふさわしい雰囲気の中で進行しました。祝賀パーティーでは、同友会のパンフレットやモニターで、同友会の紹介をするとともに、新規登録者との交流を深めることに務め、その結果、祝賀会終了までに複数名の新規会員を獲得することに成功しました。



(4) 若手向け研修会（全8回）

平成25年は、若手向けに8回の研修会を開催しました。

<第1回若手向け研修会（第1回研修会）>

〔日 程〕平成25年1月21日（月）

〔場 所〕研修会：弁理士会館3階3-D E会議室

懇親会：イタリア自由料理「Liberte（リベルタ）」

〔参加者〕研修会：計36名（講師1名、登録5年以上 9名、登録5年未満26名）

懇親会：計10名（講師1名、登録5年以上 2名、登録5年未満 7名）

〔講 師〕玉井克哉先生（東京大学先端科学技術研究センター教授）

〔テーマ〕「連邦巡回区控訴裁判所とアメリカ特許法の発展」



<第2回若手向け研修会（第2回研修会）>

〔日 程〕平成25年6月12日（水）

〔場 所〕研修会：弁理士会館3階3-D E会議室

懇親会：イタリア自由料理「Liberte（リベルタ）」

[参加者] 研修会：計 65 名（講師 1 名、登録 3 年以上 22 名、登録 3 年未満 42 名）

懇親会：計 9 名（講師 1 名、登録 3 年以上 2 名、登録 3 年未満 6 名）

[講師] 田村誠治先生（東雲特許事務所所長・弁理士・元審査官）

[テーマ] 「中間処理対応（実務者向け・基本編）～審査官の視点を取り入れて解説～」

<第 3 回若手向け研修会（第 3 回研修会）>

[日程] 平成 25 年 7 月 12 日（金）

[場所] 研修会：弁理士会館 3 階 3-D E 会議室

懇親会：イタリア自由料理「Liberte（リベルタ）」

[参加者] 研修会：計 42 名（講師 1 名、登録 3 年以上 12 名、登録 3 年未満 29 名）

懇親会：計 13 名（講師 1 名、登録 3 年以上 4 名、登録 3 年未満 8 名）

[講師] 角田朗先生（角田特許事務所所長・弁理士）

[テーマ] 「特許調査基礎」



<第 4 回若手向け研修会（第 4 回研修会）>

[日程] 平成 25 年 8 月 6 日（火）

[場所] 研修会：弁理士会館 3 階 3-D E 会議室

懇親会：イタリア自由料理「Liberte（リベルタ）」

[参加者] 研修会：計 47 名（講師 1 名、登録 3 年以上 6 名、登録 3 年未満 40 名）

懇親会：計 20 名（講師 1 名、登録 3 年以上 5 名、登録 3 年未満 14 名）

[講師] 橘和之先生（一燈国際特許事務所所長・弁理士）

[テーマ] 「明細書の書き方（基本と留意点）」

<第 5 回若手向け研修会（第 5 回研修会）>

[日程] 平成 25 年 8 月 29 日（木）

[場所] 研修会：弁理士会館 3 階 3-D E 会議室

懇親会：イタリア自由料理「Liberte（リベルタ）」

[参加者] 研修会：計 32 名（講師 1 名、登録 3 年以上 6 名、登録 3 年未満 25 名）

懇親会：計 7 名（講師 1 名、登録 3 年以上 3 名、登録 3 年未満 3 名）

[講師] 吉村俊一先生（東京しらかば国際特許事務所所長・弁理士・工学博士・宇都

宮大学客員教授)

[テーマ]「ヒアリングと明細書作成～素材系発明や大学発明を対象として～」



<第6回若手向け研修会(第6回研修会)>

[日 程] 平成25年9月3日(火)

[場 所] 研修会: 弁理士会館3階3-A B会議室

懇親会: イタリア自由料理「Liberte (リベルタ)」

[参加者] 研修会: 計29名(講師1名、登録3年以上 9名、登録3年未満19名)

懇親会: 計 9名(講師1名、登録3年以上 3名、登録3年未満 5名)

[講 師] 小川明子先生(早稲田大学重点領域研究機構 知的財産拠点形成研究所 招聘研究員)

[テーマ]「著作権法の方性」



<第7回若手向け研修会(第8回研修会)>

[日 程] 平成25年10月17日(木)

[場 所] 研修会: 弁理士会館3階3-DE会議室

懇親会: イタリア自由料理「Liberte (リベルタ)」

[参加者] 研修会: 計36名(講師3名、登録3年以上 9名、登録3年未満24名)

懇親会：計 10 名（講師 3 名、登録 3 年以上 2 名、登録 3 年未満 5 名）

[講 師] ■ギレーヌ・キーゼル先生（CABINET PLASSERAUD マネージングパートナー、欧州商標意匠弁理士、フランス商標意匠弁理士）

■高橋洋江先生（CABINET PLASSERAUD 日本国弁理士）メインスピーカー

■竹下敦也先生（CABINET PLASSERAUD 日本国弁理士）

[テーマ]「欧州における共同体商標（C TM）と各国商標－その制度概要と出願戦略－、
ならびに欧州意匠制度の戦略的な活用方法」



<第 8 回若手向け研修会（第 10 回研修会）>

[日 程] 平成 25 年 11 月 7 日（木）

[場 所] 研修会：弁理士会館 3 階 3-D E 会議室

懇親会：イタリア自由料理「Liberte（リベルタ）」

[参加者] 研修会：計 31 名（講師 1 名、登録 3 年以上 12 名、登録 3 年未満 18 名）

懇親会：計 7 名（講師 1 名、登録 3 年以上 3 名、登録 3 年未満 3 名）

[講 師] 今泉俊克先生（米国特許弁護士）

[テーマ]「米国特許審査手続き最新事情」



昨年に引き続き、組織委員会の若手向け研修会は、単位が認定されるように研修委員会との合同開催と致しました。本年度の若手向け研修会は、全8回開催され、過去最多の開催回数となりましたが、開催回数が多かったにもかかわらず、多忙な中、多くの組織委員の協力もあり、スムーズに運営できました。

各研修会の冒頭には、幹事長の粕川先生又は総務の青山先生よりご挨拶を頂き、ご挨拶の中で同友会の宣伝や入会のご案内についても触れて頂きました。また、本年度より、研修会の出席者には入会届が添付されたアンケート用紙を配布することと致しました。アンケート用紙を提出する際に同友会に入会される方も複数名いらっしゃいました。また、研修会終了後には、昨年と同様、必ず懇親会を開催するようにし、懇親会の場で同友会の宣伝や勧誘活動を行うように努めました。

(5) 若手向け納涼会

〔日 程〕平成24年8月23日（金）

〔場 所〕納涼会：ダーツバー「バネバグース」赤坂見附店

二次会：「北海道」赤坂見附店

〔参加者〕納涼会：計24名（会員16名、無会派若手 5名、同伴 2名）

二次会：計13名（会員11名、無会派若手 0名、同伴 0名）

本年度の若手向け納涼会は、ビヤガーデンからダーツバーへと会場を変更し、イベント的要素を加味し、男女ともに参加しやすい形式としました。

本会開催前に、若手向けの納涼会であることから、婚活パーティーのような要素を取り入れることも検討されましたが、再考事項も多く、見送る事になりました。

開催当日は4人のグループを作り、ダーツ大会を行い、初対面の参加者同士でも、打ち解けやすい雰囲気作りをこころがけました。上位者には賞品を進呈するなどして盛り上がり、岩田先生のサプライズ誕生日祝いも行われ、無会派の先生方にも、同友会内の楽しい雰囲気が伝わったようでした。

次回への検討事項として、フリートークの時間をもう少しとって、参加者同士の会話の時間を増やしてはどうか、との課題も残りましたが、初めてのイベント参加型の納涼会としては、大成功であったと思います。



(6) 口述講習会

〔日 程〕平成25年9月30日（月）

〔場 所〕講習会：弁理士会館2階2－AB会議室

慰労会：中国料理「頤和園」溜池山王店

〔参加者〕講習会：計63名（講師等7名、受験生：第1部36名・第2部20名）

慰労会：計 6名（講師等6名）

弁理士試験論文試験の合格発表直後、合格者を対象とし、口述試験対策を講習会形式で行う、口述講習会を実施しました。例年通り、参加者の便宜を考慮し、時間帯をずらし2回開催する二部構成とし、茜ヶ久保先生には受験機関講師の立場から「口述試験のマナーやルール・対策」を、小出先生、澤田先生には昨年の合格者の立場から、体験談をお話いただき、口述試験対策として有意義な講習会となりました。

今年は、例年に比べ論文合格者数が490名と少なく、また、口述試験の受験経験者が増加したためか、参加者数が減少し、定員割れとなっていました（定員各回60名）。「講習会参加が口述練習会参加の条件なので会場には来たが、昨年と同内容なら帰宅して勉強したい。」とおっしゃっている参加者もいらっしゃいました。これらの事象は、今後検討すべき課題となりました。



(7) 口述練習会

〔日 程〕平成25年10月8日（火）

〔場 所〕練習会：弁理士会館3階3－A～F合同会議室

慰労会：「ブラッスリー銀座ライオン」霞ヶ関コモンゲート店

〔参加者〕練習会：計136名（講師・受付・誘導61名、受験生75名）

慰労会：計 39名（講師・受付・誘導39名）

恒例となった口述練習会ですが、本年も口述本試験直前に実施いたしました。

今年は、同友会若手会員および同友会行事参加経験のある先生方を中心に、54名の方に講師をお引き受けいただき、主査・副査を一組として9レーン体制で望むことができました。また、運営もスムーズに行うことができ、受験生には好評でした。

しかし、前述のとおり論文合格者が減少したという事由に加え、春秋会口述練習会と同日であったため、参加者数が大幅に減ってしまいました。受験生がより多くの練習会に参加できるよう、日程が重複しないように努力をしているのですが、口述試験直前期は弁理士会館会議室の3階全室の予約が困難である等の会場側の問題も多く、毎年頭を悩ませる問題となっております。



(8) 就職説明会

〔日 程〕平成25年11月19日（火）

〔場 所〕説明会：弁理士会館3階3-A～F 合同会議室

懇談会：「Sign kasumigaseki」

〔参加者〕説明会：計70名（運営7名、求人側18事務所32名、求職者31名）

懇談会：計66名（運営7名、求人側18事務所30名、求職者29名）

例年と同じく、第一部は「講演形式での事務所・企業紹介」、第二部は「求職者がブースを巡回する形式での個別面談」とする二部構成の就職説明会とし、その後会場を移して、立食で食事などを採りながら「フランクな形式で採用担当者と求職希望者との懇談」をしていただく懇談会を実施いたしました。

今年は、求人側の参加数が過去最高の18事務所であったものの、求職者の応募が振るわず、前年以前の合格者にも声をかけるなど、人数集めに苦労がありました。

また、開催時間直前まで弁理士会館3階会議室のパーテーションが開いていなかったため、受付開始からしばらくの間、煩雑な印象を参加者に与えてしまったことは反省点となりました。

しかしながら、説明会開始後は滞りなく進行し、求職者からは「たくさんのブースを回れて良かった。」「仕事についてもいろいろと質問できた。」との感想をいただきました。また、事務所の方からは「例年、この説明会は本当にありがたいと感じている。懇談会で求職者とゆっくり話ができて、とても良い企画ですね。」とお褒めの言葉もいただき、うれしい限りでした。

就職説明会を通じて同友会の会員が所属する事務所・企業に多くの求職者が就職することで、将来の会員増が見込めると考えられます。



(9) プチ合格祝賀会

〔日 程〕平成25年12月18日(水)

〔場 所〕祝賀会：「パスタフローラ」虎ノ門JTビル店

〔参加者〕祝賀会：計34名(講師16名、合格者18名)

本祝賀会は、長期型口述練習会(12回)・短期型口述練習会(全5回)に参加して最終合格を果たした方を対象に、アットホームな雰囲気で行いました。また、合格者に対して同友会の宣伝も行いました。同友会員が長期に渡り受験指導をし、合格をお祝いすることによって、合格者の同友会に対する親しみが増し、将来の会員獲得につながるものと考えます。

なお、昨年まで利用していたリベルタが手狭になったため、今年はパスタフローラでの開催と致しました。昨年までより会場が広くなったため、席を移動しての講師と合格者との交流もし易くなって良かったと思います。

その甲斐もあってか、その場で1名の会員を獲得することに成功致しました。



6. 謝辞

最後になりましたが、本年度の行事の運営に携わって頂いた組織委員の皆様、オブザーバーの皆様、研修委員会及び福利厚生委員会の皆様、1年間色々ご協力頂きありがとうございました。お陰様で本年度は18名もの方にご入会頂くことが出来ました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

以 上

会員の広場

新規入会者より

会員

円城寺 薫

はじめまして。本年度入会させて頂きました円城寺薫と申します。

私は、大学卒業後に勤めた会社を寿退社した後、しばらく専業主婦をしておりました。そして、社会復帰のため、また、その他諸々の目的で、弁理士試験を受けて現職に至ります。弁理士試験には、平成18年度に合格致しました。現在は、特許事務所において、主に特許の出願業務をさせて頂いております。また、近年は、意匠、商標の出願に携わることも増えてきており、勉強の日々です。

同友会とは、私は、大橋先生を通じて出会いました。大橋先生とは、同期合格であり、弁理士試験合格後に、勉強のために通った夜学の同級生でもあります。夜学では、仕事を抱えながらの課題提出や定期試験などの辛く眠い毎日を、お互いに協力しあい励まし合いながら過ごしたのだと、私は勝手に思っています。

また、私は、弁理士会の幾つかの委員会活動に興味があったのですが、同友会を通じて参加させて頂きました。この点、同友会にも、大橋先生にもとても感謝しております。同友会の活動には、未だあまり参加しておりませんが、一度参加させて頂いた懇親会は、アットホームな雰囲気でもとても楽しく、入会してよかったと思っております。

現在は、家族の介護をしながら仕事をしていますので、なかなか同友会の活動には参加できませんが、そのうちぜひまた参加できたらと思います。

今後ともよろしくお願い致します。

以 上

会員の広場

新規入会者より

会員 石原 幸典

平成21年度弁理士試験に合格し、弁理士同友会に今年度入会いたしました石原幸典と申します。

同友会との最初のご縁は、平成21年に参加させていただいた口述練習会でした。口述試験対策は予備校での講座の数が少なかったため、弁理士会館の広い会議室で行われた同友会の口述練習会にはとてもお世話になり、非常に有難かったことを今でも思い出します。

平成22年4月に弁理士登録した後、現在まで東京都渋谷区内の国際特許事務所に勤務しています。これまで、同友会会員の有志で開催されたボーリング大会やゴルフ部の練習会、そして研修会に何度か参加させていただき、同友会の雰囲気がとても気に入ったので入会させていただきました。

勤務先の事務所では、機械分野とソフトウェア分野の特許を中心として、意匠・商標業務まで幅広く担当しています。また、私が勤務している事務所は開業以来30年以上に亘って国際業務を専門的に取り扱っている事務所であることから業務全体に占める国際業務の割合が高く、日常的に外国の弁理士・弁護士と意思疎通を図りながら、内外業務や外内業務を遂行しています。

私は実務4年目の現在25歳なので、業界の中でも比較的若い弁理士になると思います。そして、若年だからこそたくさんの先輩弁理士にご指導をいただきながら社会人としても弁理士としても研鑽を積みみたいと考えているため、そういった意味でも、同友会に入会させていただき大変嬉しく思っています。

今後ともよろしくお願いいたします。

以 上

会員の広場

新規入会者より

会員 内田 高正

平成22年度弁理士試験合格、平成25年9月に弁理士同友会に入会させていただいた内田高正と申します。よろしくお願いいたします。

大学院卒業後、関西の某繊維メーカーで合成繊維の生産技術、研究開発に携わっていました。会社が特許訴訟に巻き込まれ、技術者として証拠集めをしたのが、知財関係業務を始めるきっかけでした。

知財部で権利化業務を経験後、子会社で特許管理業務を担当していましたが、一身上の都合でメーカーを退職し、電気・機械・ソフトウェア系の特許事務所を経て、現在の化学・生物系の特許事務所に転職し、現在に至っております。

メーカー勤務時代から、弁理士試験の勉強をしていましたが、最終合格するまで時間がかかりました。同友会とのご縁は、口述講習会、口述模試によるものであり、同友会の先生方にお世話になり、大変感謝しております。

合格後は、様々な会派の祝賀会に参加させていただきました。同友会の雰囲気が自分には一番合っていると感じ、入会するなら同友会と考えていましたが、転職直後でしたので、すぐには入会させていただけませんでした。

日常業務は、化学関係特許の出願・中間処理業務を担当しております。国内特許業務が主ですが、時々、外国出願関係業務を担当することもあります。

弁理士登録前後で業務内容は変わりありませんが、責任の重さが全く異なり、日々の精進が必要と強く感じております。特に、外国出願関係は、まだまだ、学ぶことばかりです。同友会の研修会は、充実しているので、これからはよく参加させていただき研鑽をつみたいと考えております。

学生時代は、スキー部に所属し、スキー指導の資格も取得しましたが、受験勉強のため、長い間、滑っておりません。また、関西在住の頃、フルコンタクト空手の道場に通い、初段を取得しました。強くはありませんでしたが空手の試合に出場したこともあります。

最近、運動不足解消のため、現役のプロボクサーからボクシングの指導を受けています。週一回のボクシングの練習と、走り込みによる効果は、絶大で約1年間で15kgの減量を達成できました。

このような私ですが、同友会の諸先輩方には、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上

会員の広場

新規入会者より

会員

落合 憲治

今年度新規入会にあたり、原稿掲載の機会を頂きまして誠に有難うございます。私は、2010年（平成22年）の弁理士試験に合格し、合格後から同友会主催の祝賀会やセミナー等に参加させて頂いておりました。受験生時代には、弁理士の会派という、何か重苦しい雰囲気を想像しておりましたが、この想像に反して、同友会では若い方々が精力的にご活躍されており、明るく楽しく、かつ、真剣に活動されているのを拝見し、もし入会するのであれば同友会が良いのでは、と考えておりました。



そして、今年の9月に、特許事務所への転職が決まり、これとほぼ同時に同友会に入会させて頂くこととなりました。以前は筆記具製造メーカーの知的財産部に勤務しておりましたが、少人数での業務対等であったため、特実、意匠、商標、著作権、税関対応、中国をはじめとする模倣品対策、米国特許侵害対応等々、多彩な業務を経験することが出来ました。現在はコスモ国際特許事務所にて国内の特許出願明細書の作成をしております。発注側から受注側へ、そして多彩な業務から比較的専門特化した業務へと変わりましたが、知的財産を取り扱うという意味では180度仕事が変わるということも無く、弁理士に求められる社会的ニーズとしては同じであると感じているところです。とは言いつつも、弁理士としては登録年数も浅いので、まだまだ諸先輩方からご指導頂きながら業務を習得しているところです。今までの経験を生かしつつ、今後はより一層弁理士として信頼を得られるような仕事をして行きたいと思います。

個人的なところでは、毎年の健康診断で運動不足を指摘されながら、特にこれといった運動もしていませんので、何かしら始めたいとは思っています。また、弁理士試験が終わってからは、中国語を多少かじってはみたものの、人に自慢できるほどのものでもなく、漫然と過ごしてしまっています。仕事も家庭も忙しいと、なかなか新しいことを始められませんが、きっかけを作って、少しずつでも始めてみようと考えています。

入会直後に新しい職場での勤務となったため、なかなか同友会のイベントへの参加が出来ておりませんが、またお会いした際には、皆様方と交流が出来ればと考えております。今後とも宜しくお願いいたします。

以上

会員の広場

新規入会者より

会員 保屋野 光繁

このたび、弁理士同友会に入会させていただきました、保屋野光繁（ほやのみつしげ）と申します。よろしくお願いいたします。趣味は読書、散歩、飲酒、たまに手品です。

簡単な経歴を申し上げますと、日本大学法学部を卒業後、都内の特許業務法人に勤めて10年ほどになります。正確に言えば、既に大学4年次にはアルバイトで入所しており、そのまま正規雇用されました。就活も転活も婚活もまったくしたことがありません。（バイトで入所したきっかけは、尊敬する同友会の仲村先輩からのご紹介です。）



弁理士試験は社会人1年目の平成16年に合格したのですが、登録もせず（すっかり忘れてしまって）、淡々と事務員を務めておりました。登録に至ったきっかけは東日本大震災です。自然災害の恐ろしさを目の当たりにし、「人間、いつ死ぬかわからない」という思いから、「せっかくいただいた資格、生きているうちに1度くらいは登録しておこう」と思い、平成23年5月に弁理士になりました。

それから2年経った平成25年の6月に、弁理士同友会に入会しました。弁理士同友会に入会した理由は、3つあります。1つ目は仲間をつくるため。狭い業界、弁理士の仲間がいないなんて寂しすぎます。2つ目は自らの学びのため。業界でご活躍の弁理士の先生方と交流させていただくことで、その方が持っている知恵や考え方、さらには業界の傾向などを学んで、将来の起業に備えておきたいと思いました。3つ目は私の大学の先輩や後輩が多数在籍していたから。先輩の存在は絶対的…もし他の会派に入ったとなれば、業界内での圧力は避けられない…特にあの先輩…というのは冗談ですが、気心知れた人が多く、人見知りやシャイでウブな自分でもすぐに馴染めるだろうと考えました。

まだ若輩者の私ですが、知的財産で日本の経済・大切な文化を守り、活かして、世界に発信するお手伝いがしたいです。一生一度きり、日本に生まれたのも何かの縁ですし、弁理士になったきっかけも震災ですから、何とか日本のお役に立ちたいという思いです。

いろいろ学ばせていただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

以上

会員の広場

新規入会者より

会員 細谷 道代

はじめまして。平成 22 年に弁理士試験に合格し、今年（平成 25 年）の 11 月に同友会に入会いたしました細谷道代です。

現在、株式会社 I・P ソリューションズという企業で、知的財産担当をしております。この会社は、新規の 2 次元コードの一種である「ドットコード」の開発、ドットコード製品の製造・販売を行っている「グリッドマーク株式会社」の関連会社です。ドットコード（ドットパターン）関連の知的財産に関する様々な業務を行っています。国内および海外の出願、中間処理、係争関係、といった幅広い業務を行っております。明細書作成や意見書・補正書の起案も行いますし、事務的な作業も行います。

私は、現在の会社に入社する前から弁理士試験の勉強を行っていましたが、そのときは、条文に書いてあることが全くイメージとしてつかめず、何度条文を読んでも全く理解することができませんでした。たとえば、PCT の条文では、受理官庁、指定官庁、国際調査機関、国際予備審査機関、国際事務局・・・いろいろな機関が出てきますが、それぞれの機関が何なのか、どんな相互関係があるのか、何度も条文を読んで、図解を見て努力しても、頭が混乱するばかりでした。しかし、現在の会社で、出願から係争まで、幅広い業務に携わることにより、抽象的だった条文の世界が具体的にイメージできるようになりました。先ほど例示した PCT についても、受理官庁、指定官庁、国際調査機関、国際予備審査機関はすべて特許庁にある（日本の場合）ということが分かり、バラバラなものとして考えていた各機関を、とても簡潔に理解することができるようになりました。イメージができるようになり、弁理士試験の勉強も、加速度的にはかどるようになり、最終的に合格できました。もし今の会社に入社していなければ、今でも弁理士試験の勉強に苦しんでいたか、もう受験を辞めていただろう、と思っています。

趣味は、読書、食べ歩き、温泉、手話、マイケルジャクソンのダンスを踊ることです。どれも中途半端ですが、仕事とのバランスを取りながら楽しんでいます。

皆様との交流を通じて、情報交換などできましたら大変嬉しく思います。

今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

以 上

会員の広場

新規入会者より

会員 中村 英子

平成22年度合格、平成25年1月に入会させていただいた中村英子（ナカムラ エイコ）と申します。

私は、地方大学の大学院修士課程を修了後、関西の科学館でプラネタリウムの解説等、天文教育の普及に携わった後、関西の短期大学で情報リテラシの非常勤講師をしておりました。その後、夫の仕事の関係で関東に引っ越したことを機に、専業主婦になりました。しかし、もともと出不精な性質で、夫から外に出るよう言われ、アルバイトとして勤務したのが現在の事務所です。このような経歴ですので、弁理士という職業については、現事務所に入ってから知りました。

現在は、特許出願の明細書作成が主な仕事です。現事務所に勤務するようになってから、来年で10年になりますが、いまだに迷いつつ悩みつ目の前のノルマをこなしている状態です。弁理士の知り合いもない状態でやってきましたので、今年、同友会に入会させていただいて、大変刺激的な一年を過ごすことができたな、と思っています。事務所の中に閉じこもっていた頃、多分、情報量が圧倒的に少ないのだろうな、とは感じていましたが、今、本当に何も知らなかったな、と実感しています。もちろん、まだまだよく理解できていないこともたくさんありますが、少しずつ覚えていけたらと思っています。

私が参加させていただいた同友会の行事の中で特に印象に残っているのは、納涼会と口述練習会です。今年の納涼会は、例年とは趣向を変えたものだったらしいのですが、バーベキューということもあって、先生方との距離がぐっと縮まったような気がしました。また、口述練習会では、熱心な受験生と、受験生の皆さんに熱血指導する先生方の姿に感動しました。今更ですが、私も、同友会の口述練習会を受ければよかった、と後悔しました（当時は、知らなかったんです…）。

今後、自分がどのような弁理士になりたいのか、どうありたいのか、いまだわからない状況ではありますが、同友会の先生方との交流を通して、自分の道をみつけれたらいいなと思っています。

どうぞ、今後ともよろしくお願いいたします。

以 上

会員の広場

新規入会者より

会員 逢坂 敦

今年6月に入会させていただきました、逢坂敦と申します。何卒よろしくお願い致します。

平成23年度に弁理士試験に合格し、平成24年8月に弁理士登録を行いました。平成24年7月にそれまで勤めていた会社を早期定年退職し、同年8月から都内の特許業務法人に勤務しています。大学では農芸化学を専攻し、専門分野は、バイオテクノロジーです。特許事務所に入所する前は、食品、医薬品等を製造・販売する会社に勤めており、特許業務は7年程度経験しました。その他に、会社では、工場、研究所、本社の技術開発部門、製造管理・品質管理部門等で業務を行いました。特許事務所では、出願、中間処理、内外・外内業務についてバイオを中心とした化学分野の案件を担当しています。

趣味は、最近はあまり行っていないですが、ゴルフ、山登りです。ゴルフはずいぶん前に始めたのですが、全く上達せず、スコアも初心者と変わりありません。山登りは、神戸に赴任していた時に、地域の山岳会に入り、週末は六甲山でトレーニングし、何回か山岳部の人達と北アルプスの登山へ行きました。最近、膝の軟骨が減ってきていて、足の負担を考え、登山も控えています。また、以前はスキー、テニス等もやっていました。

同友会へは、合格祝賀会、研修会、新規登録祝賀会等へ参加させていただき、非常に親しみやすい感じがし、また研修等の活動も熱心に行われており、同じ業種の中で横の繋がりを築きたいと思って入会致しました。研修会、勉強会だけでなく、同好会等も含めて参加させていただければと存じます。

今後ともよろしくお願い致します。

以 上

会員の広場

新規入会者より

会員 藤原 純

はじめまして。平成25年5月に弁理士同友会に入会させていただきました藤原純と申します。

愛知県内の自動車部品メーカーに勤務しています。平成20年1月に知的財産部に異動になったことで弁理士を目指しました。仕事と試験勉強の両立は大変でしたが、幸い平成23年度の弁理士試験に合格し、平成24年12月に弁理士登録をしました。

弁理士同友会に入会させていただききっかけは、同期合格の方に誘われて東海支部で月に1回程度で開催されている判例勉強会に出席するようになったことです。判例勉強会は、毎回参加者が持ち回りで講師役を務め、近時の裁判例を紹介するというものです。初心者の私には先輩諸先生方のハイレベルな議論になかなかついていけないのですが、出席を続けて早く議論の輪に加われる実力を身につけたいと願っています。

私の専門分野はバイオテクノロジーです。大学院でマウスのEC細胞を使った物質生産の研究やヒトの培養細胞で遺伝子の発現制御に関する研究を行っていました。EC細胞というのは、ES細胞やiPS細胞が樹立される前に細胞分化の研究に用いられたガン由来の古典的な培養細胞です。その後上記の自動車部品メーカーに入社して遺伝子の検出やクローニング等のバイオ系の技術開発を担当した後、平成20年1月に知的財産部に異動になり、現在に至っております。

最後に私の好きなものですが、チョウが好きです。チョウを目的にマレーシアやインドネシアに何度か遠征し、熱帯の山中でキャンプも体験しました。そのほか、時々美術館に行って絵を見たり、ハイキングに出かけたりしています。以前は3000mを越える山にも登っていましたが、試験勉強中全く運動しなかったせいか、それとも歳のせいか、今では300mの山で大満足できる体になりました。

とりとめのない内容になりましたが、これをもって私の自己紹介とさせていただきます。

以 上

会員の広場

新規入会者より

会員 澤田 優子

はじめまして。本年度入会の澤田優子と申します。平成24年11月に弁理士試験に合格し、翌年4月に弁理士登録しました。

この場をお借りして、自己紹介させていただきます。

私は五反田にある特許業務法人SSINPATに勤務し、化学関連の発明を担当しております。それまでは、学生時代は高分子合成の研究を行い、大学院修了後は特許公報の検索データベースの会社等に勤務した後、平成18年8月に特許事務所に転職して、現在に至っております。

弁理士になろうと思ったのは、二人の妹がそれぞれ薬剤師と医師ということもあって、私も何か資格をもっていたほうが安心かなと思っていたところ、弁理士に理系出身者が多いことから、何となく勉強を始めたのがきっかけです。勉強を始めてしばらくして特許事務所に転職することができましたが、実務に携わるようになって、試験に受かるのも然ることながら、一人前の弁理士になる道のりは険しいことを実感しました。昨年ようやく試験から解放されましたので、実務をしながら、また必要な勉強もしながら、毎日充実して過ごしています。

これまで、職場以外にこの業界の知り合いはほとんどいなかったことから、もっと交友関係を広げ、諸先生方の経験の考え方、社会・業界の動向等を知るなどして、自分の幅を広げたいと思いました。弁理士同友会には、平成24年3月から、隔週で行われている口述練習会に参加させていただき、合格後は口述練習会の講師も数回やらせていただいたこともあり、他の会派と比べて少しかかわりがあったことから、入会してみることに決めました。今年は、研修会、ゴルフ練習会、忘年会等に参加させていただきました。その時にお世話になりました先生方には厚く御礼申し上げます。

弁理士としてまだ入り口に立ったばかりですが、弁理士として、社会に貢献できるように、日々研鑽を重ねていきたいと考えております。そのために、自己研鑽はもちろんのことですが、諸先生方にはご指導ご鞭撻を賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

以 上

会員の広場

新規入会者より

会員

小出 泰誠

平成24年度弁理士試験合格、平成25年度4月、弁理士登録をいたしました小出と申します。現在は志賀国際特許事務所で勤務しており、主に国内意匠、商標の業務を担当しております。



そもそも、弁理士試験を目指すきっかけとなりましたのが、日本大学法学部の弁理士課研究室という存在でした。研究室では同友会会員の諸先輩方を始め、多くの弁理士合格者を輩出しているという実績があり、私も同期の仲間と切磋琢磨し、勉強に励みました。

弁理士同友会には研究室OBの先輩方が多数所属されており、私も弁理士試験のご指導を賜り、夏には勉強の息抜きにパテント杯（野球）にも誘っていただき、同友会の皆様には試験合格前よりお世話になっておりました。

昨年晴れて弁理士試験に合格いたしましたが、今後の目標といたしまして、まず、第一に実務能力の向上、そして第二に語学力の強化、さらに、第三にプライベートの充実を図っていきたいと考えております。

第一の目標については、同友会主催の研修会や会派活動を通じて交友関係の拡大を図ると共に、知識と経験を蓄積していきたいと考えております。

また、第二の目標については、仕事とプライベートの双方で活用し得る語学力を日々鍛錬しております。

さらに、第三の目標につきましては、試験勉強中にはできなかった趣味などを、時間を有効に活用し、人生を大いに楽しみたいと思っております。

弁理士となったことで、可能性が広がり、チャンスも多く手にしたと考えておりますが、まだまだ社会のスタート地点に立ったばかりです。弁理士試験合格に胡坐をかかず、臥薪嘗胆の気持ちで精進していく所存ですので、皆様ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

以上

会員の広場

新規入会者より

会員 山下 滋之

受験仲間がほとんどいなかったボクは、『会派っていいなあ～♪』と、自然に思いました。

その中でも、一番ピンときたのが同友会でした。

(USBメモリーが欲しかった訳では、決してありませんが。)

～ 中略 ～

社会人経験に乏しく、かなりの世間知らずらしいです。

どうか寛容に、

そして、末永くよろしくお願いします。

追). 皇居ランしましょ！

以 上

【平成25年度弁理士同友会会務活動報告】

平成25年弁理士同友会総務担当副幹事長 青山 仁

2013年

1月10日 日本弁理士会賀詞交歓会

1月11日 日弁新年会

同友会出席者

関 昌充 日本弁理士会副会長

古谷 史旺 日本弁理士会次期会長

石川 憲 日本弁理士会次期副会長

粕川 敏夫 幹事長

青山 仁 副幹事長

本田 淳 副幹事長

1月15日 三役引継会

1月21日 第1回研修会（弁理士会会議室）

講 師 玉井克哉先生（東京大学先端科学技術研究センター教授）

テーマ 連邦巡回区控訴裁判所とアメリカ特許法の発展

2月 4日 第1回正副幹事長会

2月20日 第1回幹事会・定時総会及び懇親会

（午後6時～午後8時 弁理士会会議室、初つぼみ霞ヶ関店）

3月 5日 第2回正副幹事長会

3月 8日 東海協議会慰労激励会（ホテルキャッスルプラザ）

弁理士同友会東海委員会（同ホテル）

西日本慰労激励会（リッツカールトン大阪）

同友会出席者

関 昌充 日本弁理士会副会長

古谷史旺 日本弁理士会次期会長

石川 憲 日本弁理士会次期副会長

粕川敏夫 幹事長

小川眞一 相談役

青山 仁 副幹事長

本田 淳 副幹事長

井澤 幹 役員協議委員会委員長

3月13日 第1回長期型口述練習会（弁理士会館2階会議室）

3月14日 弁理士政治連盟との懇談会（弁理士会会議室）

3月14日 八派幹事長懇親会（楽蔵うたげ八重洲店）

同友会出席者

粕川敏夫 幹事長

青山 仁 副幹事長

3月27日 第2回長期型口述練習会（弁理士会館地下会議室）

4月 4日 第3回正副幹事長会

4月10日 第3回長期型口述練習会（弁理士会館2階会議室）

4月24日 第4回長期型口述練習会（弁理士会館2階会議室）

5月 8日 第5回長期型口述練習会（弁理士会館地下会議室）

5月 9日 第4回正副幹事長会

5月15日 新規登録者祝賀会（東京国際フォーラム）

出席者計112名（会員37名、無会派若手2名、新規登録者73名）

5月22日 第6回長期型口述練習会（商工会館7階・8階会議室）

6月 5日 第7回長期型口述練習会（弁理士会館地下会議室）

6月 6日 第5回正副幹事長会

6月11日 弁理士法改正説明会（三派協議会）

6月12日 第2回研修会（弁理士会会議室）

講 師 田村誠治先生（弁理士・元審査官）

テーマ 中間処理対応（実務者向け・基本編）～審査官の視点を取り入れて解説～

6月12日 古谷会長を囲む会

6月15日 日本弁理士クラブ旅行会（仙台「ホテルニュー水戸屋」）

同友会出席者

古谷史旺 日本弁理士会会長

石川 憲 日本弁理士会副会長

粕川敏夫 幹事長

小川眞一 相談役

青山 仁 副幹事長

本田 淳 副幹事長

井澤 幹 役員協議委員会委員長

6月19日 第8回長期型口述練習会（弁理士会館地下会議室）

7月 3日 第9回長期型口述練習会（弁理士会館地下会議室）

7月 4日 第6回正副幹事長会

7月 6日 西日本弁理士クラブ旅行会（福岡「ホテルコムズ福岡」）

同友会出席者

古谷史旺 日本弁理士会会長

石川 憲 日本弁理士会副会長

粕川敏夫 幹事長

小川眞一 相談役

青山 仁 副幹事長
飯田昭夫 相談役
井澤 幹 役員協議委員会委員長

- 7月11日 納涼会（カナルカフェ）
参加者41名（会員34名、同伴者7名）
- 7月12日 第3回研修会（弁理士会会議室）
講師 角田 朗先生（弁理士）
テーマ 特許調査基礎
- 7月17日 第10回長期型口述練習会（弁理士会館地下会議室）
- 7月31日 第11回長期型口述練習会（弁理士会館地下会議室）
- 8月 2日 第7回正副幹事長会
- 8月 5日 第2回幹事会・臨時総会及び懇親会
（午後6時～午後8時 弁理士会会議室、寿司海鮮 御旦孤虎ノ門店）
- 8月 6日 第4回研修会（弁理士会会議室）
講師 橘 和之先生（弁理士）
テーマ 明細書の書き方（基本と留意点）
- 8月14日 第12回長期型口述練習会（弁理士会館3階会議室）
- 8月23日 若手向け納涼会（ダーツバーバネバグース赤坂見附店）
- 8月28日 第1回短期型口述練習会（弁理士会館2階会議室・商工会館6階会議室）
- 8月29日 第5回研修会（弁理士会会議室）
講師 吉村 俊一先生（弁理士）
テーマ ヒアリングと明細書作成～素材系発明や大学発明を対象として～
- 8月31日～9月1日 旅行会（伊勢・鳥羽）
- 9月 3日 第6回研修会（弁理士会会議室）
講師 小川 明子先生
（早稲田大学重点領域研究機構 知的財産拠点形成研究所 招聘研究員）
テーマ 著作権法の方性
- 9月 4日 第2回短期型口述練習会（弁理士会館2階会議室・商工会館6階会議室）
- 9月 6日 第3回幹事会・臨時総会
- 9月10日 第8回正副幹事長会
- 9月11日 第3回短期型口述練習会（弁理士会館2階会議室・商工会館6階会議室）
- 9月12日 第7回研修会（東海支部室（TV会議で弁理士会館へ中継））
講師 鈴木 将文先生
（名古屋大学大学院法学研究科 副研究科長・実務法曹養成専攻長）
テーマ 特許権の行使の制限を巡る法的諸問題
- 9月14日 弁理士連合クラブ旅行会（伊豆長岡「ホテル天坊」）
- 9月18日 第4回短期型口述練習会（弁理士会館地下会議室・商工会館6階会議室）
- 9月25日 第5回短期型口述練習会（弁理士会館3階会議室・商工会館6階会議室）

- 9月30日 口述講習会（弁理士会会議室）
- 10月 8日 口述練習会（弁理士会会議室）
- 10月 9日 第9回正副幹事長会
- 10月17日 第8回研修会（弁理士会会議室）
講 師 ギレーヌ・キーゼル先生
（プラスロー特許商標事務所マネージングパートナー 欧州商標意匠弁理士
フランス商標意匠弁理士）
講 師 高橋 洋江先生（プラスロー特許商標事務所 日本国弁理士）
講 師 竹下 敦也先生（プラスロー特許商標事務所 日本国弁理士）
テーマ 欧州における共同体商標（CTM）と各国商標－その制度概要と出願戦略－、な
らびに欧州意匠制度の戦略的な活用方法
- 10月18日 第9回研修会（弁理士会会議室（TV会議で東海支部室へ中継））
講 師 田村 善之先生（北海道大学大学院法学研究科教授）
テーマ 特許権侵害に対する賠償額の算定と差止めの制限に関する裁判例の最新動向
－ごみ貯蔵機器事件知財高裁大合議判決とアップル対サムソン事件東京地裁判
決を契機として－特許権侵害に対する賠償額の算定と差止めの制限に関する裁
判例の最新動向－
- 10月19日 北陸研修会、北陸委員会及び懇親会
講 師 飯田 昭夫 先生（本会会員・弁理士）
テーマ 意匠で元気に！意匠の国際登録制度と我が国の意匠法改正について
- 10月26日 北海道研修会、北海道委員会及び懇親会
講 師 第1部 石埜 正穂 先生（本会会員・弁理士）
第2部 吉田 芳春 先生（本会会員・弁理士）
テーマ 第1部 産学連携の課題
第2部 TPP締結に伴う知的財産権への影響
- 11月 7日 第10回研修会（弁理士会会議室）
講 師 今泉 俊克先生（米国特許弁理士）
テーマ 米国特許審査手続き最新事情
- 11月 6日 国会議員と弁理士との懇親会
- 11月 8日 八派幹事長会
- 11月14日 第10回正副幹事長会
- 11月19日 就職説明会（弁理士会館）
- 11月26日 連合当選祝賀会（ホテルニューオオタニ）
- 11月27日 第11回研修会（弁理士会会議室）
講 師 谷口 登先生（弁理士）
テーマ 国内外の商標及び意匠実務
- 12月 3日 当選祝賀会・忘年会（東海大学校友会館）
- 12月 6日 第12回研修会（弁理士会会議室）

講 師 福井 健策先生（弁護士、ニューヨーク州弁護士）

テーマ 弁理士のための契約の教科書

12月11日 日本弁理士クラブ当選祝賀会（東海大学校友会館）

12月17日 第11回正副幹事長会

12月18日 プチ合格祝賀会（「パスタフローラ」虎ノ門JTBビル店）

<入会者（順不同、敬称略）>

円城寺 薫	石原 幸典	内田 高正	落合 憲治	保屋野 光繁
細谷 道代	中村 英子	藤田 貴男	田辺 稜	逢坂 敦
藤原 純	澤田 優子	阪 和之	小出 泰誠	佐々木 健一
山下 滋之	稲原 正祥	森川 滋		

特集 同友会×スポーツ=野球

野球同好会 「パイレーツ」

～見事3位に！！～

キャプテン 小島 猛

初戦敗退、敗者復活戦敗退の弱小チームだったパイレーツだが、ここ数年は、2010年の準々決勝進出を皮切りに強豪の仲間入りを果たしてきた。そして、今年、何とパテント杯で3位になった。

7月27日（土）1回戦 vs 総務課・企画調査課合同チーム（特許庁総務課、企画調査課）

総務課・企画調査課合同チーム	0	0	0	0	0			0
パイレーツ	13	3	0	13	×			29

初戦は、29-0の大差でパイレーツ史上歴史的圧勝。審判の計らいにより、点差ではなく時間切れによるコールド勝ち。初回と4回は打者2順の猛攻。これだけ点が入ると、誰がどんなプレーをしたか、ほとんど記憶に残らず、試合後の飲み会は、あまり野球の話しにはならず・・・。



8月17日（土）2回戦 vs ユアサハラ野球軍（ユアサハラ法律特許事務所）

ユアサハラ野球軍	0	1	2	1	0			4
パイレーツ	0	3	0	0	2×			5

2回戦は、敗色濃厚の最終回、井澤先生の逆転サヨナラヒットにより、パイレーツは5-4で劇的な逆転サヨナラ勝ちを収めた。今思うと最も苦しい試合だった。



8月24日（土）3回戦 vs レイダース（国際特許研究会）

レイダース	0	0	3	1	0			4
パイレーツ	4	2	7	0	×			13

3回戦は、弁クの永岡先生と同友の藤浪先生率いる前回大会3位の強豪レイダース（国際特許研修会）と対戦。

パイレーツは、田辺先生の2打席連続本塁打の活躍もあり、13-4で快勝。

パイレーツタイ記録の準々決勝（ベスト8）進出を決めた。



8月31日（土）準々決勝 vs かいけいか。（特許庁会計課）

かいけいか。	1	0	0	4	2			7
パイレーツ	5	0	4	2	×			11

準々決勝は、同友会の旅行会と重なり、断腸の思いで欠席した選手もいた。

エースの須田先生が体調不良で不在だったにもかかわらず、終盤の追い上げを何とかしのいで、11-7で勝利。これでパイレーツ史上初となる準決勝（ベスト4）進出が決定。



9月7日（土）準決勝 vs 三好ポインターズ（三好内外国特許事務所）

三好ポインターズ	2	0	1	6	0	3		12
パイレーツ	0	0	0	0	0	1		1

準決勝は、優勝候補筆頭の三好ポインターズ（三好内外国特許事務所）との対戦。

三好ポインターズ（三好内外国特許事務所）は、事実上の決勝戦と言われていた前の週の準々決勝において、前回大会優勝のELECTROS（特許庁審査第四部）相手に15-3で圧勝していた。

結果は12-1で完敗。やはり優勝候補筆頭は伊達ではなかった。

パイレーツは、ピッチャー4人をつぎ込んだものの結局相手の強力打線を封じ込めることは出来なかった。相手の守備にも助けられ、ランニングホームランで1点を返し、完封負けを避けるのがやっと。ゲッツーを完成させるなど、随所に好プレーが飛び出したものの、ほとんど何もさせてもらえなかった印象。

ただ、実は、相手チームは、交通渋滞により試合開始時刻に9人そろっていなかった。パイレーツの合意が得られなければ、その時点でパイレーツの不戦勝とすることも出来たのだが、菊池監督の英断により、15分だけ待つことになった。そして、10分過ぎに相手チームは9人そろってしまった。

試合開始時刻時点で、開始時刻繰り下げに同意しなければ不戦勝で勝てたのだが、そんなことで勝っても仕方がないので、パイレーツメンバーに悔いは無い（嘘）。



9月14日（土）3位決定戦 vs 創英野球部（創英国際特許法律事務所）

創英野球部	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3
パイレーツ	0	1	0	0	0	0	0	0	3×	4

決勝／3位決定戦は、時間制限およびコールドがなく、きっちり9イニングやるルール。

1点負けている状態で迎えた9回裏、ノーアウトランナー1・2塁で打席には田辺先生。完全に相手の意表をつく（味方も意表をつかれた）、逆転サヨナラ2点タイムリーセーフティーバントにより、4-3で逆転サヨナラ勝ちを収めた。意表をつくセーフティーバントに慌てた相手守備陣が1塁悪送球の間に2者が生還、逆転サヨナラ勝ちとなり、見事3位の栄冠を手に入れた。

打った田辺先生曰く、ランナー1・2塁なのでスクイズではない。最悪2・3塁にランナーを送ればよく、あわよくば自分もセーフになればと思いセーフティー気味にバントをしたとのこと。

正確にはワン（バント）ヒット、ワンエラーかもしれないが、特に誰が公式記録をとっているわけでもなく、サヨナラエラーだと格好が悪いので、逆転サヨナラ2点タイムリーセーフティーバントとしておく。（普通はそんなものはないが）



ここまで勝てたのも皆様の応援あつてのものです。応援に来て下さった皆様ありがとうございました。今後とも応援宜しくお願いします。

そして、監督、選手の皆さん、1回戦から3位決定戦までの6試合お疲れ様でした。また来年も楽しくやりましょう！

以 上

特集 同友会×スポーツ=トライアスロン

トライアスロン、いいですよ。

会員 茜ヶ久保 公二

「アカネは、なにを目指しているの？」

私が良くうける質問です。「トライアスロンなんて苦しいだけじゃん。なにが楽しいの？」なんてことも言われます。ロンドンオリンピックのトライアスロンの中継で、明石家さんまは「なんで自転車置いて走るねん。理解できん。」とコメントしていたのが強く記憶に残っています。きっと、世間の人のトライアスロンに対するイメージは、そんなところでしょう。

ということで、これを読まれた皆さんが、トライアスロンに興味を持ち、場合によっては何を（井澤）幹違い、もとい勘違いしたか、トライアスロンをはじめてしまうことを願って書き進めます。



〔トライアスロンて、どんなもの？〕

トライアスロンは、Swim→Bike→Runの3種目を順に行うスポーツです。

なんでこの順番か？きっと、最後にSwimをやると、みんな溺れて大変だから最初にやるのではと思います。また、Bikeが最後だと、ゴールをあっという間に通り抜けてしまって、ゴール地点に膝まづいて自分に感謝、みたいなゴールの感動のひと時が得られないから、最後はランニングにしているんじゃないかと思います。

トライアスロンは、マラソンと一緒に、設定される距離が複数あります。

最もメジャーな距離は、Swim1.5km、Bike40km、Run10kmの合計51.5kmのものです。これはオリンピック競技に採用されているため、別名オリンピックディスタンス、ODなんて呼ばれます。私が主としてやっているのも、この距離です。だいたい2時間～3時間程度で終わるので、オリンピックでやっても飽きのこないフォーマットです。

最も短いものでは、Swim400m、Bike10km、Run2.5kmがあります。一方、最も長いものでSwim3.8km、Bike180km、Run42.195kmで、別名アイアンマンディスタンスなんて呼ばれます。競技時間は、速い人で8時間、制限時間は15時間程度と、もはや

一日掛かりで行います。アイアンマンディスタンスを経験した人が決まっていることは、「B i k e が終了した時点で『あとは走るだけ』と思う」ということで、最後にマラソンを残しながら、この発想は、もはや変態そのものです。

〔トライアスロンは、マラソンより楽？〕

はっきりいいます。トライアスロンはマラソン（42.195km）より断然楽です。私からすれば、なんでみんなマラソンみたいな辛い競技をやるんだろう、と不思議で仕方ありません（というか、何もやらない人から見れば、どっちも不思議でしょうが…）。

マラソンは忍耐のスポーツです。嬉しいのは、脚がボロボロでゴールできたときの達成感のみです。とってもストレスの溜まるスポーツです。なぜなら、前半は抑え、後半は我慢し、後半は脚の動かない痛みと苦しさに耐え凌ぐといったように、どの局面も我慢の連続です。やはり、同じ動きばかりを3～5時間程度続けることは大変なことで、肉体的な負荷、特に膝や腰に対する負荷は非常に大きいです。

一方で、トライアスロン（51.5km）は、2～3時間の間で、種目を変えて行きますので、それぞれを全力で取り組むことができます。スイムも全力、バイクも全力、ランも全力ですので、やり切った感が半端ないです。また、種目を変えて、身体の異なる部位を動かしますので、負荷は10kmのランニング程度で、少しトレーニングをしていれば、筋肉痛にもならない程度です。

どうです？マラソンに興じている人、だまされたと思って、トライアスロンやってみませんか？

〔トライアスロンの魅力は？〕

トライアスロンの魅力は、たくさんあります。基本的にエアロビック（有酸素）な動きなのでシェイプアップには適しています。確実に痩せます。いや、一部例外はありますが。

3種目も練習しなきゃいけないので大変！と良くいわれますが、逆です。プロスポーツ選手じゃないので、そんなに練習する必要ありませんし、3種目もあるので、その日の気分に合わせて種目を選べます。「今日は疲れたから走りたくないな。」そんな日でも、スイムかバイクがあります。その日の体調、気分に合わせて、3種目から選べるので、飽きがきません。また、たいてい練習は早朝に行うので、生活習慣が改善されます。朝早く起き夜早く寝るサイクルができあがります。

いやいや、トライアスロンの魅力がなになって、それはそんな個人的なものではありません。やっぱり一番は人との出会いです。トライアスロンをやっていて、一番良かったと思うことは、何よりも各分野でがんばっている人と知り合えたことです。

トライアスロンをやるくらいですから、皆さんバイタリティに溢れ、良く飲み、良く仕事をし、良く遊ぶ人が多いです。そんな人たちとの出会いが、一番の収穫です。

トライアスロン業界は狭いです。弁理士業界に良く似ています。友だちの友だちは、たいてい知り合いです。そんなアットホームなトライアスロン仲間の雰囲気は溜まりません。

どうですか？みなさんもトライアスロンをやってみようと思いませんか？

意外にも女性が多いですよ。年齢層も20代はほとんどいません。主力は40代、50代です。日本人には、80代の世界チャンピオンもいます。

トライアスロンに興味を持った方、いつでもご連絡ください。いいコーチ紹介しますから。

以 上

特集 同友会×スポーツ=テニス

テニス同好会

会長 神崎 正浩

今年は3位でした！！

昭和の森テニスセンターで行われた弁理士協同組合主催のテニス大会で、弁理士同友会チームは、なんと3位になりました。

この大会は、前年度の成績に応じて上位グループと下位グループに分けて総当たり戦を行い、最後にトーナメント方式により順位を決定します。弁理士同友会チームは、3年ぶりに上位グループに復帰し、午前中の試合に全勝して、予選1位の成績でトーナメントに望みました。

残念ながら優勝は逃しましたが、久しぶりの入賞で、大いに盛り上がりました。ちなみに、予選を全勝で通過したチームは、今回の弁理士同友会を含めて過去に3チームありましたが、いずれも優勝はしておりません。「予選全勝は優勝せず」という変なジンクスが出来上がりつつあります。

若い頃はテニスクラブで1日プレーして、夜の食事中に足がつることが度々ありましたが、今はせいぜい2時間のテニスでぐったりと疲れてしまいます。足がつくことも全くありません。つくづく体力が落ちたなと感じています。少し体重を落としてみようかなと、頭の中では考えていますが、実行するかどうかは不明です。楽しみながら、長くテニスができればいいかなと思うこの頃です。

以 上



特集 同友会×スポーツ=ゴルフ

ゴルフ同好会「桜友会」

会長 松下 満



桜友会では、現在、年4回、「ゴルフ競技会」というよりは「ゴルフコンペ」という呼び名がしっくりくる温かみ溢れる大会を開催しています。会員は約30名で、ここ最近参加して頂いている先生は20名ほどというところです。

コンペ開催時期は、できるだけ快適に過ごせる季節にゴルフを楽しみたいということで、4月、5月、10月、11月となることが多くなっています。参加者は気さくな先生方ばかりですので、ゴルフ経験者は勿論のこと、ゴルフ初心者の方でも気楽に桜友会の門を叩いて下さい(入会希望の先生は次の電子メールアドレスへ御連絡下さい。mi_matsushita@nakapat.gr.jp)。

昨年の成績を示す添付の表をご覧頂けますと、最近の桜友会のバリアフリー化といいますか、敷居の低さをご理解頂けるかと思います。昨年度、2回以上コンペに参加して頂いた先生の中で平均ストローク100を切る先生は僅か6名……。6名以外の先生方は沢山打って、ゴルフをエンジョイされています!

		石川憲	松下満	中村盛夫	吉田芳春	丸山英一	吉村俊一
108 回	2013 年 4 月 20 日	102	95	108	93	89	100
109 回	2013 年 6 月 29 日	117	99	123	98	100	89
110 回	2013 年 11 月 9 日	118			101	90	102
111 回	2013 年 12 月 7 日		124			102	89
AVE.		112.3	106	115.5	97.3	95.25	95
-72		40.3	34	43.5	25.3	23.25	23
*0.8		32.24	27.2	34.8	20.24	18.6	18.4
	新 HDCP(上限無し)	32	27	34	20	18	18
	男性 36 女性 40	32	27	34	20	18	18

		天野泉	小野友彰	長内行雄	徳増あゆみ	田辺恵	林實
108 回	2013 年 4 月 20 日	105	114	122	133	127	
109 回	2013 年 6 月 29 日	102		112	160	141	95
110 回	2013 年 11 月 9 日	113		102	141	127	
111 回	2013 年 12 月 7 日	119		117	142		
AVE.		109.7	114	113.25	144	131.6	95
-72		37.7	42	41.25	72	59.6	23
*0.8		30.16	33.6	33	57.6	47.68	18.4
	新 HDCP(上限無し)	30	33	33	57	47	18
	男性 36 女性 40	30	33	33	40	40	18

		竹内裕	井澤幹	中山伸治	大貫和保	羽村行弘
108 回	2013 年 4 月 20 日					
109 回	2013 年 6 月 29 日	97	87	89	117	121
110 回	2013 年 11 月 9 日	93	102	88	115	
111 回	2013 年 12 月 7 日					
AVE.		95	94.5	88.5	116	121
-72		23	22.5	16.5	44	49
*0.8		18.4	18	13.2	35.2	39.2
	新 HDCP(上限無し)	18	18	13	35	39
	男性 36 女性 40	18	18	13	35	36

		仲村圭代	坂本光雄	古谷史旺	田辺敏郎	田中雅雄
108 回	2013 年 4 月 20 日					
109 回	2013 年 6 月 29 日	158				
110 回	2013 年 11 月 9 日		99	110	111	
111 回	2013 年 12 月 7 日					107
AVE.		158	99	110	111	107
-72		86	27	38	39	35
*0.8		68.8	21.6	30.4	31.2	28
	新 HDCP(上限無し)	68	21	30	31	28
	男性 36 女性 40	40	21	30	31	28

よって、チョットくらい?な腕前でもコンペ参加に全く問題ありません。ミスヒット後は、私や長内先生のように「イヤー、ハハハ」で全然問題ありません(長内先生、巻き込んですみません)。入会を躊躇されている先生、レベルが低めにフィックスされている今が入会チャンスです。

各コンペにおける優勝者、準優勝者、3位の方のハンデキャップは、夫々、3割、2割、1割減じられ、この新ハンデキャップが次回コンペに適用されます。従って、同じ先生が同年度に何度も優勝される可能性は低く、年度後半になればなるほど多くの先生に優勝のチャンスがあります。年度当初のハンデキャップは、前年度の平均スコアから72を減じ、これに0.8を乗じたものとしており、ハンデキャップは、合理的に決定され、透明性のあるものとなっています。

会費は、大会参加時に3000円/年を承っています。例えば、年度の第1回大会に参加し、会費を払って頂ければ、同年度の以後の大会に参加した際には会費をお支払い頂く必要はありません。同年度に一回も参加されなかった先生に会費を請求することはありません。会費という観点からは、例えば第4回大会にのみ参加されますと大変もったいないことになりますので、どうぞ一回目から多くの大会にご参加下さい。

一方、大会参加毎に参加費を頂戴しています。この参加費は、各種賞品や、コンペ後のパーティー代に充てられます。大会毎に金額が多少変動しますが、3000円程度となることが多いです。賞品は、優勝、準優勝、3位、7位、ベストグロス賞があり、また、ドライビングコンテスト賞と、ニアピンコンテスト賞が夫々4つずつあります。パーティーは、成績発表に参加者が一喜一憂し、また、優勝者を始めるとするスピーチで大いに盛り上がりますので、参加者全員に楽しんでもらえると思います。また、参加者全員に参加賞がありますので、たとえ何らかの間違いにより成績が振るわなかったとしても、そこそこ元は取れます。

ゴルフ場の立派なエントランス、ホール、ロッカールーム、設定されたドレスコード、プレー後のパ

ーティーなど、ゴルフは大人が満足感を得られるスポーツだと思います。桜友会ゴルフコンペに参加されたことのない先生、是非、ご参加下さい。

マイカーのない先生については、ゴルフ場の最寄駅や、ご自宅近くでのピックアップに、マイカー使用の参加者が協力しますので、ゴルフ場へのアクセスも心配いりません。

本年度も多くの先生の参加をお待ちしております。

以 上



特集 同友会×スポーツ=女子ゴルフ

女子ゴルフ部「Cheers☆ゴルフ部」 庶務・会計 田辺 恵

Cheers☆ゴルフ部 創部5周年 男性部員も増えています！



女子ゴルフ部 Cheers は、今年創部5周年を迎え、イベントを開催するごとに女性部員はもちろんのこと、男性部員も増えています。

今年は、部長の古川友美さんの指揮のもと練習会とラウンド合宿を開催しました。大橋剛之副幹事長率いる組織委員会と共催した練習会をきっかけに、弁理士同友会へ入会された会員がいらしたことは嬉しいことです。

また女子ゴルフ部員は、今年も桜友会コンペに参加させていただき、先輩ゴルファーの先生方と交友を深めることもできました。

来年は、子育て中の部員も気軽に参加可能な日程で、練習会やラウンドの企画をしていきたいと考えています。

以下、本年度の活動記録です。

1. 5月31日（土）、6月1日（日）：合宿

- ・場所：サエラカントリークラブ尾瀬
- ・参加者：5名
- ・活動内容：

女子ゴルフ部、今年最初のイベントは合宿ラウンドでした。一日目は女子ゴルフ部員にとって初のスループレー、二日目は一日目の反省を踏まえてのプレーとなりました。

合宿前日の皇居ランニングが功を奏したか、古川友美さんはこの合宿で初のスコア100切りを達成！ 徳増あゆみさんも自己ベスト更新！となりました。

2. 7月18日（金）：練習会（組織委員会との共催）

- ・場所：神宮外苑ゴルフ練習場
- ・参加者：15名（会員12名 非会員3名（内1名入会））
- ・活動内容：

例年通り、弁理士同友会会員ではない方もお招きして、井澤幹コーチの指導付きの練習会を開催しました。

この日初めてクラブを握る方々も、名コーチのご指導により一日で腕を上げ、近いうちにコースに出ることを目標とすることができました。

会員の澤田優子さんがこの練習会を機に女子ゴルフ部部員に加わってくださいました。

また、練習会に参加された石原幸典さんが弁理士同友会に新規入会されました。

3. 9月1日（日）：弁理士同友会旅行会コンペ

- ・場所：富士 OGM エクセレントクラブ
- ・参加者：4名
- ・活動内容：

弁理士同友会旅行会の二日目に開催された桜友会コンペに、女子ゴルフ部からは古川部長が参戦しました。一日目のお伊勢参り、二日目のゴルフと充実の二日間であったことと思います。

<2013年参加者>（五十音順、敬称略。旅行会コンペを除く）

石原幸典 井澤幹 岩田克子 大橋剛之 大和田昭彦 駒場大視 澤田優子
関原亜希子 田辺恵 徳増あゆみ 仲村圭代 古川友美 山下滋之 山下幸彦

以 上

特集 同友会×スポーツ=ジョギング

ジョギング部 エンペランズ

部長 大橋 剛之



1. 本年度の活動報告

本年度のジョギング部エンペランズの活動について下記の通りご報告申し上げます。

(1) 活動日

本年度は、昨年度までと同様、原則月1回金曜日の19時からランニングの練習会を開催することで活動致しました。活動日の決定方法ですが、前の月に事前にコアメンバーの中でアンケートを採り、最も人数が集まりそうな金曜日を翌月の活動日としていました。最少決行人数5名としていましたが、上記の事前アンケートのお陰もあり、最少決行人数が集まらなくて中止になることはほとんどありませんでした。また、決定された活動日に雨に降られることもほとんどなく、本年度は、12ヶ月のうちで全10回活動することが出来ました。

(2) 活動メンバー

本年度も昨年度までと同様、同友会員のほか、近年の合格者にも広く声をかけて募集を致しました。その甲斐あってか、初参加の方にも多く参加して頂くことが出来ました。1回の活動では、少ないときは5～6名、多いときは12～13名位集まりました。会派無所属の近年の合格者が参加してくれた場合には、走りながら同友会への勧誘も行いました。

(3) 活動内容

1回の練習会の一通りの流れを説明したいと思います。

まず、月1回金曜日の19時に永田町駅4番出口に集合し、参加者全員で着替え施設に移動します。着替え施設は、永田町の「アディダスランベース」を利用致しました。「アディダスランベース」は、他の着替え施設と異なり、リーズナブルな値段で各種レンタルを行っています。このため、エンペランズの活動に手ぶらでも参加出来るため、ランニングのウェアやシューズなどを持っていない初心者などに

特に評判が高く、昨年度から継続的に利用しています。

着替えた後は、参加者全員で簡単な準備体操を行い、皇居に向かいます。皇居に到着すると、とりあえず桜田門の広場までは全員でゆっくり走って行き、桜田門の広場でAチーム（2周10キロチーム）とBチーム（1周5キロチーム）とにグループ分けを致します。メンバーによっては全員Bチームになることもありますし、その日の参加メンバーの走力に合わせて柔軟にグループ分けを行っています。

なお、最近のAチームはかなりレベルが高い方が参加されることもあり、本当は先導するはずの私もついていくのがやっとのときもあります。一方、Bチームは、初心者の方やランニングをするのが初めてという方も多くいらっしゃいます。そのようなときも、Bチームでは、その日のメンバーの走力に合わせて、適宜休憩をはさみながらゆっくり走るため、ランニングをするのが初めてという方でも今まで全員皇居1周5キロを走り切っています。

走り終わった後は、Aチーム、Bチームそれぞれ終わったチームから「アディダスランベース」に戻り、シャワーを浴びて着替えを済ませます。そして、21時過ぎに解散という流れです。その後は、半蔵門や赤坂見附のお店にて有志で打ち上げを行います。走った後の一杯は格別で、これを楽しみに参加されている方も多くいらっしゃいました。

以上が1回の活動の一通りの流れです。走力に合わせて柔軟にグループ分けをしていますので、どんなレベルの方も満足のいく内容になっています。



2. 来年度の活動予定

来年度も基本的には本年度と同様の活動をしたいと思っています。常連のメンバーにとってはマンネリとなってしまうかもしれませんが、初心者の方も大事にしたいので、ある程度マンネリも仕方ないのかなと思っています。一方で、メンバーも増えてきましたので、来年度は通常の活動とは別に何か新しいことに挑戦出来れば良いなと思っています。例えば皇居以外での練習会開催や、レースや駅伝などにも挑戦したいと思っています。私自身なかなか忙しくどこまで企画できるかわかりませんが、何か新企画の案がありましたら是非ご提案下さい。

3. 最後に

毎年の告知ですが、ジョギング部エンペランズでは、現在参加者大募集中です。健康のため、痩せるため、運動不足解消に、ブームに乗って、などなど動機は何でも結構です。年齢、性別、経験等、一切問いません。初心者、未経験者大歓迎です。ウォーキングでも全く問題ありません。是非一度活動に足を運んでみて下さい。ご連絡お待ちしております。

そして、毎度毎度個人的な話で申し訳ないのですが、お陰様で私は本年度の東京マラソンを無事完走することが出来ました。応援ありがとうございました。残念ながら来年の東京マラソンは抽選に外れてしまいましたが、是非再来年はエンペランズのみんなで東京マラソンに出たいと思っています。夏になったら是非東京マラソンの抽選に申し込んでみて下さい。



4. 本年度の主な参加会員（敬称略、順不同）

大橋 剛之（部長）、笹野 拓馬（副部長）、青山 仁、岩田 克子、大和田 昭彦、駒場 大視、田辺 恵、徳増 あゆみ、成瀬 重雄、古川 友美、山下 滋之
（本年度ののべ参加者数約70名）

以 上

平成 25 年度弁理士同友会役員等名簿

幹事長 粕川 敏夫

副幹事長（10 名）

総務 青山 仁

会計 本田 淳

中原 文彦 人事委員会

安彦 元 日本弁理士会役員協議委員会

伊賀 誠司 政策委員会，法規委員会

徳増 あゆみ 研修委員会

大和田 昭彦 広報委員会

佐久間 卓見 東海委員会，北陸委員会

山下 幸彦 福利厚生委員会，北海道委員会

大橋 剛之 組織委員会

幹事（138 名）

愛智 宏 茜ヶ久保 公二 足立 勉 天野 泉 新井 全

飯田 昭夫 五十嵐 和壽 井澤 幹 井澤 洵 石川 憲

石渡 清太 磯野 道造 稲葉 民安 岩田 克子 岩田 享完

大賀 眞司 太田 雅苗子 太田 直矢 大津 洋夫 大塚 明博

大貫 和保 岡田 英彦 小川 眞一 長内 行雄 小野 友彰

恩田 博宣 金久保 勉 川崎 好昭 川津 義人 川俣 静子

神崎 正浩 菊池 新一 菊池 徹 木森 有平 熊谷 隆

黒川 弘朗 桑原 稔 小池 晃 越川 隆夫 小島 猛

小玉 秀男 小林 保 小林 正治 坂口 信昭 坂本 光雄

笹川 拓 佐々木 功 笹野 拓馬 佐藤 大輔 三林 大介

椎原 英一 塩田 伸 志賀 正武 柴田 淳一 清水 修

清水 敬一 下出 隆史 白崎 真二 神保 欣正 杉本 良夫

鈴木 利明 須田 孝一郎 関 昌充 関原 亜希子 高尾 裕之

高野 昌俊 高橋 章 高橋 早百合 竹内 裕 竹山 宏明

田代 和夫	田中 武文	田中 治幸	田中 秀喆	田中 雅雄
田 辺 恵	田辺 敏郎	谷 口 登	谷 山 守	田村 榮一
旦 武 尚	恒川 圭志	積田 輝正	戸川 公二	戸 村 隆
戸村 哲郎	内藤 哲寛	中里 浩一	永 田 豊	中 畑 孝
仲村 圭代	中村 武司	中村 直樹	中村 政美	中村 盛夫
中山 伸治	成瀬 重雄	新関 和郎	西 和 哉	西浦 嗣晴
仁科 勝史	西野 茂美	野口 賢照	羽切 正治	服部 素明
萼 経 夫	林 信 之	原田 信市	廣江 武典	廣瀬 一
福田 鉄男	藤井 稔也	藤浪 一郎	古川 友美	古谷 史旺
本 田 崇	松 下 満	松田 克治	松田 忠秋	松 原 等
松本 英俊	松 本 謙	丸山 英一	宮 坂 徹	茂木 康彦
本宮 照久	森 俊秀	八 鍬 昇	山木 義明	山崎 高明
山田 武史	山田 智重	山本 喜一	吉田 精孝	吉 田 哲
吉村 俊一	米山 淑幸	若林 広志		

監事（2名）

中村 信彦 三島 広規

弁理士同友会顧問等

顧 問（21名）

岩田 享完	大塚 明博	大貫 和保	岡田 英彦	黒川 弘朗
佐々木 功	清 水 修	須田 孝一郎	高 橋 章	竹 内 守
田中 武文	積田 輝正	中里 浩一	中村 政美	中山 伸治
西野 茂美	仁科 勝史	野口 賢照	萼 経 夫	松本 英俊
八 鍬 昇				

相談役（32 名）

天 野 泉	飯 田 昭夫	五十嵐 和壽	井 澤 幹	井 澤 洵
石 川 憲	磯 野 道造	小 川 眞一	長 内 行雄	恩 田 博宣
菊 池 新一	小 池 晃	小 林 保	小 林 正治	坂 口 信昭
坂 本 光雄	志 賀 正武	高 尾 裕之	竹 内 裕	田 中 秀喆
田 中 雅雄	田 辺 敏郎	戸 村 隆	中 畑 孝	原 田 信市
古 谷 史旺	本 田 崇	丸 山 英一	山 本 彰司	吉 田 精孝
吉 田 芳春	山 崎 高明			

弁理士同友会 50 周年記念事業準備委員会

委員長 井澤 幹

常任委員会

（1）研修委員会（担当副幹事長：徳増 あゆみ）

委員長 笹野 拓馬

委 員 中村 信彦 山田 武史 田辺 恵 湯口 文丸

（2）福利厚生委員会（担当副幹事長：山下 幸彦）

委員長 仲村 圭代

委 員 岩田 克子 三島 広規 森 俊秀

（3）人事委員会（担当副幹事長：中原 文彦）

委員長 中村 盛夫

委 員 長内 行雄

（4）法規委員会（担当副幹事長：伊賀 誠司）

委員長 中村 信彦

委 員 米山 淑幸 三島 広規

（5）日本弁理士会役員協議委員会（担当副幹事長：安彦 元）

委員長 井澤 幹

（6）広報委員会（担当副幹事長：大和田 昭彦）

委員長 笹川 拓

委 員 古川 友美

(7) 組織委員会 (担当副幹事長：大橋 剛之)

委員長 松本 直子

委 員 茜ヶ久保 公二 飯野 智史 池本 和博 石井 理太
 円城寺 薫 大井 一郎 奥富 圭一 小澤 浩子
 小野 友彰 駒場 大視 関原 亜希子 高井 智之
 高下 雅弘 中村 英子 西口 克 藤浪 一郎
 茂木 康彦 湯口 文丸 渡部 仁

(8) 政策委員会 (担当副幹事長：伊賀 誠司)

委員長 山崎 高明

委 員 竹内 裕 仁科 勝史 吉田 精孝 長内 行雄
 丸山 英一 山田 武史 笹川 拓 笹野 拓馬
 恒川 圭志 大和田 昭彦 井澤 幹 茂木 康彦

(9) 東海委員会 (担当副幹事長：佐久間 卓見)

委員長 助廣 朱美

副委員長 廣江 政典

坂岡 範穂

委 員 岡田 英彦 恩田 博宣 飯田 昭夫 綿貫 達雄
 足立 勉 内藤 哲寛 廣江 武典 福田 鉄男
 小玉 秀男 後藤 昌弘 稲葉 民安 越川 隆夫
 松原 等 金久保 勉 下出 隆史 竹中 弘
 柴田 淳一 中村 武司 服部 素明 三林 大介
 江間 路子 小林 徳夫 恒川 圭志 高荒 新一
 武川 隆宣 山本 喜一 太田 直矢 北川 泰隆
 山田 裕輔 早川 雅也 佐藤 大輔 藤田 隆訓
 加藤 圭一 田林 大介 長谷 久生 森岡 智昭
 加藤 浩一 渡邊 豊之 橋本 哲 犬飼 康天
 西東 貴士 藤原 純

(10) 北陸委員会 (担当副幹事長：佐久間 卓見)

委員長 川崎 好昭

副委員長 木森 有平

委 員 戸川 公二 松田 忠秋 大谷 嘉一 北川 泰隆

(11) 北海道委員会（担当副幹事長：山下 幸彦）

委員長 石埜 正穂

委員 中村 直樹 伊藤 隆夫 岩城 全紀 杉山 誠二

武部 悟 吉田 一男 古田 和義

平成25年度日本弁理士会役員等

1. 日本弁理士会役員

会長 古谷 史旺
副会長 石川 憲
監 事 田辺 敏郎
執行理事 小川 眞一 本田 淳
常議員 (2年目) 三嶋 景治
(1年目) 茜ヶ久保 公二 本田 淳
会長室長 山崎 高明

2. 日本弁理士会委員会委員

(1) 防災会議

副委員長 井澤 幹
委 員 (1年目) 三島 広規 藤浪 一郎

(2) 例規委員会

委 員 松下 満 坂口 信昭

(3) 総合政策企画運営委員会

委 員 青山 仁 藤井 稔也

(4) 地域企画調整委員会

委 員 木森 有平

(5) 弁理士推薦委員会

副委員長 粕川 敏夫

(6) 財務委員会

委員長 高尾 裕之
委 員 山田 裕輔

(7) 弁理士法改正委員会

委 員 西口 克 吉村 俊一

(8) 特許委員会

委 員 藤井 稔也 田辺 恵 小野 友彰 尾林 章

(9) 意匠委員会

委 員 恩田 博宣 岩城 全紀 仁科 勝史 仲村 圭代

(10) 商標委員会

副委員長 三島 広規

委 員 本宮 照久 恒川 圭志 小早川 俊一郎 久保 怜子
保屋野 光繁

(11) ソフトウェア委員会

委 員 新井 全

(12) バイオ・ライフサイエンス委員会

委 員 石埜 正穂 金丸 清隆

(13) 著作権委員会

副委員長 恒川 圭志

委 員 廣江 武典 吉村 公一 木森 有平 高村 隆司
湯口 文丸 小野 友彰

(14) 貿易円滑化対策委員会

委 員 川越 雄一郎 内藤 哲寛 仲村圭代

(15) 不正競争防止法委員会

委 員 廣江 武典 仁科 勝史

(16) 業務対策委員会

委 員 森 俊秀

(17) 特許制度運用協議委員会

副委員長 中原 文彦

委 員 坂口 信昭 中村 英子

(18) ADR 推進委員会

委 員 松本 英俊 浜田 治雄 谷口 登

(19) 技術標準委員会

委 員 町田 正史

(20) 情報企画委員会

委 員 小野 博喜

(21) 弁理士業務標準化委員会

委 員 杉本 良夫

(22) 知財経営コンサルティング委員会

副委員長 関 昌充

委 員 廣江 武典 山田 裕輔 吉田 淳 大津 洋夫 西口 克
恩田 博宣 杉本 良夫 保屋野 光繁

(23) パテントコンテスト委員会

委 員 飯田 昭夫 大坪 勤

(24) 農林水産知財対応委員会

副委員長 神崎 正浩

委 員 稲葉 民安 吉田 淳 内藤 哲寛 浜田 治雄 羽村 行弘

(25) 企業弁理士知財委員会

副委員長 渡邊 豊之

委 員 大和田 昭彦 加藤 浩一

(26) 知財活用推進委員会

副委員長 竹山 宏明

(27) 役員制度改革委員会

委 員 井澤 幹

(28) 選挙管理委員会

副委員長 中村 盛夫

委 員 (2年目) 谷山 守

委 員 (1年目) 清水 修 本田 崇

(29) 綱紀委員会

委 員 (2年目) 飯田 昭夫

委 員 (1年目) 萼 経夫 五十嵐 和壽

(30) 審査委員会

主 査 松田 克治

委 員 大塚 明博 田村 榮一

(31) 紛議調停委員会

委 員 山本 彰司 杉山 一夫

(32) コンプライアンス委員会

委員長 丸山 英一

委 員 野口 賢照 坂本 光雄

(33) 継続研修履修状況管理委員会

副委員長 田中 雅雄

委 員 中村 政美

3. 日本弁理士会研修所

所員(2年目) 山下 幸彦 大賀 眞司 本田 文乃 松本 直子

所員(1年目) 中村 信彦 山田 武史 越場 洋 丸山 英一

4. 日本弁理士会中央知的財産研究所

副所長 田村 榮一

5. 日本弁理士会知的財産支援センター

副センター長 長内 行雄 森 俊秀

センター員(2年目) 菊池 徹 廣江 政典 花村 太

吉村 俊一 田中 秀喆

センター員(1年目) 関 昌充 湯口 文丸

6. 日本弁理士会知的財産価値評価推進センター

副センター長 大津 洋夫

センター員(2年目) 小倉 正明

センター員(1年目) 三島 広規 成瀬 重雄

7. 国際活動センター

センター員(2年目) 大和田 昭彦 岡本 直樹 大野 良

センター員(1年目) 越川 隆夫 新井 全

8. 広報センター

副センター長 井澤 幹

センター員（2年目） 椎原 英一 笹川 拓 大橋 剛之

粕川 敏夫 佐尾山 和彦 山下 幸彦

センター員（1年目） 越場 洋 山本 喜一

同友会会則

第1条（名称、事務所）

本会は、弁理士同友会と称し、事務所を幹事長又は総務担当副幹事長が主宰する特許事務所内におく。

第2条（目的）

本会は、会員相互が弁理士としての職責を全うし、知的財産権制度の発展に寄与するとともに、たがいに親睦と福利の増進及び知性と教養の高揚に努め、弁理士制度並びに日本弁理士会の健全な発展のために協同して尽力することを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

- （1）知的財産権制度及び弁理士業務等に関する研修会の開催
- （2）各種講演会、懇親会、趣味の会、見学会等の開催
- （3）刊行物の発行
- （4）弁理士試験受験者の指導
- （5）その他、前条の目的を達成するに必要と認められる事業

第4条（組織）

- （1）本会は、第2条に規定する目的に賛同する弁理士を会員として組織する。
- （2）本会への入会、退会については、別に定めるところによる。

第5条（役員とその選任）

- （1）本会には、つぎの役員を置く

幹事長 1名

副幹事長 数名

幹事 若干名

監事 2名

- （2）役員は、総会において会員中より選任する。

第6条（役員の職務と権限）

（1）幹事長は、本会を代表し、会務を総理する。幹事長に事故あるときは、副幹事長の互選により選任された者が幹事長の職務を代行する。

（2）副幹事長は、総務、会計その他の会務を分掌執行する。

（3）幹事は、幹事会において細則の制定、改廃、その他会務運営に関する重要事項を審議する。

（4）監事は、会計を監査する。

第7条（役員の任期）

- （1）役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- （2）役員は、当該任期が終了した後も後任者が就任するまではなおその職責に任ずるものとする。

第8条（会議の種類と議長）

本会の会議は、総会、幹事会及び正副幹事長会とし、幹事長がこれを召集し、かつその議長となる。ただし総務担当副幹事長は、幹事長の同意を得て幹事会及び正副幹事長会の議長となることができる。

第9条（総会）

- （1）本会は、毎年2月末日までに定時総会を開催する。
- （2）幹事長又は幹事会において必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の要求があったとき、幹事長は、臨時総会を可及的速やかに召集しなければならない。

第10条（総会の議決事項）

総会では、事務、会計の報告及び承認、役員の選任及び解任、会則の変更、その他重要事項について審議、議決する。

第11条（幹事会）

- （1）幹事会は、幹事長が必要と認めたとき、これを召集する。
- （2）幹事長は、幹事の3分の1以上の要求があったとき、幹事会を召集しなければならない。
- （3）会員は、幹事以外の者であっても幹事会に出席し、出席幹事の過半数の同意を得て議決に加わることができる。

第12条（幹事会の権限）

幹事会は、細則の制定、改廃、その他会務の運営に関する重要事項を審議、議決する。

第12条の2（正副幹事長会）

正副幹事長会は、幹事長が必要と認めたときこれを召集する。

第12条の3（正副幹事長会の権限）

正副幹事長会は、本会の運営に関する全ての事項について審議、議決する。

第13条（議決）

会議における議事は、出席者の過半数を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第14条（経費）

本会の経費は、会費、寄付金品、その他の収入を以てこれにあてる。

第15条（顧問及び相談役）

- （1）本会は、総会又は幹事会の議決によって第5条に規定する役員のほか、顧問及び相談役をおくことができる。
- （2）顧問及び相談役や、顧問会及び相談役会をそれぞれ組織する。
- （3）顧問会及び相談役会は、幹事長が必要と認めたとき、これを召集する。

第16条（事務、会計年度）

本会の事務年度及び会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日をもって終わる。

第16条の2

会務の運営に必要な事項、経費その他については、細則に定める。

第17条（施行日）

本会則は、昭和49年12月4日より施行する。

付 則 本会則の一部改正は、平成6年4月1日より施行する。

付 則 本会則の一部改正は、平成13年10月3日より施行する。

付 則 本会則の一部改正のうち、第16条に関する改正は、平成17年4月1日より施行し（ただし、第16条の規定に拘らず、平成17年度は平成17年4月1日に始まる。）、第9条に関する改正は、平成18年1月1日より施行する。

編集後記

お陰様で、2013年度「弁理士同友会だより」（電子版第5号）の発行が無事完了しました。

今年は、我ら弁理士同友会の古谷先生の日本弁理士会会長初年度であり、弁理士同友会も古谷会長を全力でサポートしている状況であり、各々の記事から精力的に会員の先生方が活動している様子が校正をする中でひしひしと伝わってきました。

また、今号は「同友会×スポーツ」と銘打って、同友会のスポーツ活動にスポットライトを当ててみました。野球同好会「パイレーツ」のパテント杯3位の躍進は、初戦敗退を繰り返していた時代を知る者としては目を見張るものがあります。また、茜ヶ久保先生のトライアスロンの記事も楽しく読ませて頂きました！来年には同好会に昇格してたりして？！

最後に、今年度も同友会だよりを無事に発行できたのも、広報担当副幹事長の大和田昭彦先生、委員の古川友美先生、オブザーバーの井澤幹先生の奮闘の賜物です。御礼申し上げます。

また、原稿を執筆して頂きました先生方、特に年末・年度末の忙しい中、執筆して頂き、心より御礼申し上げます。

最後になりますが、会員の皆様、是非是非、この同友会だよりを読んで下さい！

平成25年度広報委員長

笹川 拓

弁理士同友会だより 第19巻 第1号(電子版第5号)

発行日 2013年12月28日

発行 弁理士同友会

編集・制作 広報委員会



弁理士同友会

背景の楕円は、弁理士道精神を表現しています。三本の太い波形は、弁理士の強い団結力と、弁理士同友会が未来に向かって飛躍、発展してゆく様子を表現しています。